

平成31年第1回定例会（第2号）

平成31年3月5日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 議案第 9号 七飯町情報公開条例及び七飯町個人情報保護条例の一部改正について
日程第 7 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第11号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第12号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第13号 七飯町地域体育館設置条例の一部改正について
日程第11 議案第14号 七飯町地域センター条例の一部改正について
日程第12 議案第15号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について
日程第13 議案第16号 七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金条例の一部改正について
日程第14 議案第17号 七飯町公共下水道条例の一部改正について
日程第15 議案第18号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について
日程第16 議案第19号 平成30年度七飯町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（18名）

議長	18番	坂田邦彦	副議長	17番	神崎和枝
	1番	横田有一		2番	川村主税
	3番	小松義光		4番	上野武彦
	5番	平松俊一		6番	畑中静一
	7番	中島勝也		8番	佐野史人
	9番	木下敏		10番	青山金助
	11番	長谷川生人		12番	川上弘一
	13番	池田誠悦		14番	坂本繁
	15番	中川友規		16番	稲垣明美

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 中宮安一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長 宮田東 総務部長 釣谷隆士
民生部長 杉原太 経済部長 青山芳弘

総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部政策推進課長	中 村 雄 司
総務部 税務課長	広 部 美 幸	会 計 課 長	青 山 栄久雄
民生部 住民課長	清 野 真 里	民生部環境生活課長	竹 内 圭 介
民生部 福祉課長	村 山 德 收	民生部子育て健康支援課長	磯 場 嘉 和
経済部商工観光課長	福 川 晃 也	経済部農林水産課長	川 島 篤 実
経済部 土木課長	佐々木 陵 二	経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司
経済部 水道課長	笠 原 泰 之	経済部商工観光課参事	三 浦 正 彦

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	松 本 亨	学 校 教 育 課 長	扇 田 誠
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

16番 稲 垣 明 美

17番 神 崎 和 枝

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（坂田邦彦） ただいまから、平成31年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（坂田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

16番 稲垣明美議員

17番 神崎和枝議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（坂田邦彦） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） それでは、1問質問させていただきます。

停電時における高齢者や障害者への対策について。

昨年9月に想定されなかった大地震が北海道で発生した。また、近年は町内においても停電が何度か発生している状況である。

町は、13年前に最長で4日間の塩害による停電があったが、停電に対する反省が生かされていないような感じがしている。

そこで、高齢者、障害者に対する対策、特に独居対策について次の質問を伺いたい。

1、過去5年間の町内での停電の発生件数と発生原因について。

2、停電時に福祉避難所は開設していたのか。していたのであれば、周知方法と利用人数について。

3、在宅のひとり暮らしの者、一人で歩けない者に対してどのように対応していたのか。

4、町内の福祉施設や医療機関では停電対策を講じているのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 1点目、2点目については私から答弁させていただきます。

このたびの御質問要旨の中で、町では13年前に最長で4日間の塩害による停電があったが、停電に対する反省が生かされていないように感じているとございます。

昨年9月に発生いたしました胆振東部地震に起因する全道的な停電がございましたが、平成16年9月、14年前になりますが、このときにも台風による猛烈な風により倒木が多数発生し、町内のほぼ全域で停電になっていることから、議員のおっしゃる13年前の停電とはこのことではないかと捉え、答弁してまいります。

まず、1点目の過去5年間の町内での停電の発生件数と発生原因についてでございます。

北海道電力株式会社へ確認した数値をもって答弁させていただきます。

平成26年度は停電発生件数9件、発生原因の主なものは樹木接触、鳥獣接触などによるものでございます。

平成27年度は停電発生件数9件、発生原因の主なものは樹木接触、鳥獣接触などによるものです。

平成28年度は停電発生件数11件、発生原因の主なものは風雨、風による飛来物などの自然現象によるものです。

平成29年度は停電発生件数7件、発生原因の主なものは風雨、風による飛来物などの自然現象によるものでございます。

平成30年度は2月24日までの期間として、停電発生件数9件、発生原因の主なものは胆振東部地震によるものでございます。

2点目の停電時の福祉避難所の開設と周知方法と利用人数についてでございます。

今回、初めて福祉避難所として保健センターを開設いたしました。

在宅の介護認定を受けている方、障害者の方で自力避難が困難な方については、包括支援センター職員、居宅介護支援事業所ケアマネージャー、特定相談支援事業所からの連絡により避難所の周知を行っております。

利用者としては、男性2名、女性1名の合計3名の利用でございました。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 3点目と4点目の福祉施設の停電対策について、私から答弁させていただきます。

3点目の在宅のひとり暮らしの者や一人で歩けない者に対してどのような対応をしたのかについてお答えいたします。

まず、一人で歩けない方に対する対応でございますが、災害時要援護者名簿から在宅の介護認定を受けている方及び障害支援区分認定を受けている方で自力避難が困難な方については、その方を担当している地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所のケアマネージャー、障害者児をマネジメントする特定相談支援事業所の相談専門員から電話、訪問等により状況把握を行い、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震発生直後の停電の際には、避難所または福祉避難所へ避難を希望する方については、福祉課が福祉避難所へ移送するなど避難誘導を実施しております。

次に、在宅のひとり暮らしの方に対する対応でございますが、地域防災計画第12節災害時要援護者対策計画において、自力避難が可能な高齢者は災害時要援護者に含まれていないことから、自力避難が困難な方以外の方については対応していない状況でございます。

次に、4点目の町内の福祉施設や医療機関では停電対策を講じているのかの福祉施設についてお答えいたします。

町内の老人福祉法に規定する施設27カ所中、自家発電設備等を備えるなど停電対策を講じている施設は3カ所。また、町内の障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する施設16カ所中、自家発電設備等を備えるなど停電対策を講じている福祉施設はない状況になってございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 医療機関の停電対策について答弁させていただきます。

町内の医療機関の停電対策として、自家発電機があるのはななえ新病院となるかわ病院の2カ所になります。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 延べ件数が今医療機関のやつというのはちょっとわからなかったので、ちょっとそれだけ先に教えていただけますか。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 停電の延べ件数ということでお答えしてまいります。

5年間で45件の延べ件数となっております。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 医療機関の、2件だけ自家発電があったよということに対する延べ何件あったのかということを知りたいのです。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 済みません。

医療機関全体で19件ありまして、そのうちの2件ななえ新病院となるかわ病院の2カ所ということなんです。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 1問目の想定されないものだというのは、確かに去年の9月にあった地震のことだと思うのですけれども、停電というのはこういうふうに見てもわかるとおり、毎年9件、9件、11件、7件、9件ときている。その時間帯も結構もう半日ぐらいとまっている。これ町内の話ではないですけれども、北電のほうからのインターネットで見れば、そのぐらいの数字というのはかなりある。中には1,800件とか、夕張のほうでとまったよというのがあって、停電というのは日常茶飯事あるよということであるので、やはりそういう医療施設とか福祉施設だとか、今回

の質問からずれるのですけれども、一般のそういう公共施設とかにもそういうことはやっぱりやっていかななくてはいけないよねということはやはり、きちっとしたサービスをしていかななくてはいけないよねというのがあると思うのですけれども、それに対してどのようにしていくのかというのがちょっとわからないので、その点、まず1点聞きたいというふうに思います。

それから、2番目の福祉避難所としては保健センターを1カ所開設しましたよ、そして対応したのは福祉課と包括のほうでやって、包括の人間のほかに居宅をやっているケアマネだとか特定のほうの障害者のほうの方がそれをフォローしたというふうに言っているのですけれども、福祉避難所というのは町内に5カ所、コミュニティーセンターと大中山コモンと文化センターと、そして大沼のところと、そういうふうに分けてあるのですけれども、それが実際に保健センター1カ所しか作動しなかったというのはどういうわけなのかというのを聞きたい。

大川のコミュニティーセンターが福祉避難所で12名をとると、大中山コモンが20名、文化センター8名、保健センターが20名、大沼の多目的が4名の計64名。それだけのものをとれるよということで、それだけのものを用意していますよということだと思えるのですけれども、今回保健センターのみの開設というのはどういうわけだったのかというのを、まず聞きたいです。

それから、在宅のひとり暮らし、それから一人で歩けない人たちに対してどういうふうな方法で実際にやっていたのかというと、さっき言ったのはあくまでも国が指針として平成28年の4月に出した福祉避難所の確保、運営のガイドラインというのを見ると、まず、この5カ所の中でやれるというのは保健センターしかないよというふうな書き方になっているのですけれども、それ以外はこういうふうにして延べで44名受け入れやれますよと出した理由が何なのかというのを教えていただきたいと思います。

それで、そういうところというのは、あくまでも個室にしてくださいよというふうに指導になって

いますけれども、それは実際にそういうふうな、今の5カ所というのは個室になっているのかどうかという、そういうものをちゃんとつけてやったのかということ。

それから福祉避難所で預かるという人たちについては、国は、市町村は福祉避難所の指定、整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する、把握していただきたいということが1点ありますので、そこを把握しているのかどうか。

それから、福祉避難所の対象となる者は、1、身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者等）と入っている。それから知的障害者、精神障害者、高齢者、それから人工呼吸器、酸素呼吸器装置を使用している者の在宅の難病患者。それから妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者というふうな、この人たちに該当するのではないかと、こういう人たちを入れるのが福祉避難所ですよというふうに答えている。それがそのとおりできているのかどうかというのがちょっと見えないので、そこのところ教えていただきたいなと思います。

そして、4番の町内の福祉施設と医療機関の停電対策ということで、どのぐらいの大きさの自家発電機をつけてやっているのかというのは、そこまで今回調べていただいているのかどうか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、順にお答えしてまいります。

まず、公共施設の停電対策といえますか、現状平成31年度の当初予算には公共施設の自家発電等、その停電対策に要する経費は盛り込んでございませんが、今後、国、道の支援制度を活用してそこは整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、福祉施設の周知に関しまして、福祉避難所5カ所ありますけれども、どうして1カ所だけのところのお問い合わせになりますけれども、今回私どもの想定していない停電ということで、初めて福祉避難所として保健センター1カ所を開設させていただきました。

それにつきましては、議員おっしゃるとおり計画では5カ所福祉避難所として想定してございますので、それをあける想定をしなければならなかったのかなと、今、去年の9月以降の総括の中では改めて感じております。

今後、停電の規模だとか地域の状況によって、町内にある福祉避難所もあけるようなことを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目、福祉避難所は個室になっているのかというところの御質問でございます。

現状、福祉避難所の想定はしておりますけれども、個室になるような形にはなってございません。そこも、今後福祉避難所はどうあるべきかというのは充分検討して、それに対応する部分と、福祉避難所に来ていただく方というのはいろいろな障害の種類によってもいろいろ個別的に個室がなければならないというところは感じてございますので、そういうところも今後整備してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 4点目の再質問の中で、国のほうのガイドラインということで、その中の避難所の対象となる者の現状等の把握、概数の把握というところの御質問でございます。

確かに国のガイドラインの7ページ、8ページのほうに避難所の対象などの概数の把握の中に先ほど議員のおっしゃられたような身体障害者であったり知的障害者である人という部分の項目がございます。

その中で、今回私どもで押さえていた基本となるものが高齢者、65歳以上のひとり暮らし、そして65歳以上の者で構成される高齢者世帯、それのほかに高齢者の中で介護認定を受けている者、64歳以下の方で身体障害者、知的障害者、精神障害者というぐあいに押さえております。

人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者というものがガイドラインにございますが、こちらについては、人工呼吸器を使っているという方が実際在宅のほうで在宅酸素療法ということで、医療機関から人工呼吸器等をリース

で借りている方が主なものでございまして、人工呼吸器のリースをされている在宅人工呼吸療法をされている方という具体的な件数は押さえていないのが現状でございます。

ただし、この人工呼吸器を使っている方について、あわせて排たん補助装置、たんがのどに絡んだり肺に入ったりしないように、ネブライザーという装置がございます。そちら障がい福祉のほうで給付しておりますので、ネブライザーを使っている者については、おおむね在宅人工呼吸療法をしているというふうに考えられますので、ある程度のケースは押さえているという状況でございます。

以上でございます。

済みません、答弁漏れございました。

福祉施設の3カ所の発電機の規模についてでございますが、3カ所のうち地域密着型介護老人福祉施設については、自家発電装置ということで施設の設備みたいな形で設置されているところが1カ所。介護老人保健施設についてはヒアリングの結果9月6日時点では発電機はありましたが、非常用照明にしかつながない簡易なもので発電はされていたと。それで、この震災以降、最低限なものに、厨房等に電力を回せるように改修をしたというレベルのものです。

あとは特定施設入居者生活介護、こちら養護老人ホームになりますが、9月6日時点では小型の発電機2台だけ持っていて、そちらのほうでナースコールとか非常用照明に対応していたと。その後、震災後小型発電機を1台新たに購入し、水周り関係のほうを対応するように設置したということで把握しております。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 一遍に四つやるというのはなかなか大変なので、ちょっと申しわけないのですけれども、ちょっと細くなるので一つ一つやらせていただければと思いますけれども、無理なら。まずやれるかどうか、やらせてもらいます。

防災計画の中にあります平常時の備えということで、災害時の要援護者への配慮というふうなあるのが防災計画の12ページのところに書いてあ

るのですけれども、その配慮って何を指しているのかというのをまず1点教えていただきたいと思っています。

それから、同じく99ページのところにホテルとか旅館を避難所にするにはできますよというふうに出ている。これについては、実際に七飯町ではそういうところと、例えば提携を組んで一緒にやりましょうというような、そういうような契約をしているのかどうかというのを教えていただきたいということと、福祉避難所の国のマニュアルの中にも各市町村でマニュアルつくれというふうに書いてあるのですけれども、それはあるのかないのか。

それから、避難行動要支援者名簿というのはつくってあるのかどうか。

それから、そういう被害を受けている人たちに対して10人に1人の生活相談員職員というのを配置しなさいよということだったのですけれども、今回保健センターで3人の人を受け入れたと、その受け入れした中にそういうものをちゃんと配置したのかどうかというのを教えていただきたいということと、今まで福祉避難所ということで5カ所あって64名の人が入りますよということになれば、8人のそういうのをきちっと町側で用意しているのかというのを教えていただきたいなと思います。

それから、自主防災組織というのを立ち上げなさいよとなっていますけれども、おたくのほうの施政方針演説の中でも自主防災組織は立ち上げますよ施政方針演説に出ていたのですけれども、それというのはもう完了しているのかどうか。

それから、独居の高齢者の数、それから障害者の数というのは押さえていると思うのですけれども、その数教えていただきたい。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、順に答弁してまいります。

まず、防災計画の12ページの配慮というところでございます。日ごろの配慮といいますか、その方たちがどこにいるかというのを確認するということだとかが配慮に当たるのかなということ

で思っています。

2番目のホテル等の連携についてでございます。町側でホテルとの連携を進めているところは現状ではございません。

また、福祉避難所の設置に係るマニュアルについても現在はマニュアルはございません。

4番目、災害時の要援護者の名簿につきましては、名簿を整備しているところでございます。

続いて5点目になります。福祉避難所に相談員の設置が必要ですよというところでございます。ここについても国の指針といいますか、その中には配置が必要だということではございますけれども現状、町のほうでは配置をしてございませんし、七飯の福祉避難所5カ所で避難所に64名来ていただくということになれば8人の相談員が必要になるということではございますけれども、こちら辺についても現状は配置をしてございません。

次に、自主防災組織についてお問い合わせがございました。七飯町では今4団体の自主防災組織がございしますが、これも今後、災害時に要援護者に避難していただくためには、町内会だとかそういう自主防災組織とかの協力者がいなければ速やかに避難所とかに避難することができませんので、そこら辺は今後町内会のほうに働きかけをしながら自主防災組織の組織化に向けても動いていかなければならないと思っておりますし、それは自主防災組織ができなかったとしても、町内会で動いていただくような協力を今後行っていきたいというところで思っています。

私からは以上です。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 私のほうから、それでは障害者の数とか独居の数ということで、ひとり暮らし高齢者、独居の数なのですが、現在1,296世帯でございます。人数でいっても1,296人という形になります。こちら災害時要援護者の把握のときに押さえている数字でございます。

続きまして、障害者の数でございますが、こちら今手元にあるのが災害時要援護者の障害者の数でございますが、1級、2級の方が23名、精神障害者の1級、2級の方が6名、療育手帳A判定がゼロ名という形になっております。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 想定外だという去年の9月の地震があって、停電とかいろいろな防災を見直さなければいけないですよという話だったけれども、去年の9月だってもう6カ月ですよ。何も進んでいないのではないかという感じですよ。これってやはり、ちょっとこんなスピード感でやられたらちょっとまずいのではないかと思うし、なぜ停電をやるかという、日常茶飯事に停電というのはあり得るよねというのを、そういうことを僕データとして出してもらって皆さんの頭の中にも5年間で45件もあったということ、そういうふうな数字ということは少なくとも想定外ではないのですよ。想定内なのです。もう少しその辺のスピード感というのを持っていつてもらわなければ、生活弱者とか、そういう人たちが本当に置いていかれていく。

元気な人たち、健常者はそのまま自分で全部できるかもしれないですけども、これだけ七飯町の高齢者率だって上っている。そして、ここで今、実際に独居の人たちだってこれだけいるのですよ。それを包括とケアマネで対応するって、数限られるじゃないですか。だからこの数字って3名という数字が出てきたのではないかと、実際にはもっといるじゃないですか。そう思いますよ。

だからそこが、それをいるかどうかというのがどうなのですかなんて聞いてしまうと大変なことになるので、申しわけないですけどもそれは聞きませんけれども、やはりそこところにスピード感持ってやっていくということ、それから、そういうものということは、本当に町長が言っている「住み続けたいまち、ななえ」というのだったら、そこはやっぱり大事な話になってくると。そこをやはり職員の皆さん、理事の皆さんにきちっと考えていただきたいと思うし、やっぱり町長はもう少し気合入れてやってもらわないとまずいのではないかなと思いますので、そこのところひとつ、もうあれもこれも聞いていると対応がまだできていませんというのだったらこれは困る話ではないかと思しますので、ひとつこのところを速やかに進めさせていただきたいと思します。

これ以上やっても余りいい答えが出てこないと思うので、申しわけないのですけれども、今、国がそういう公共施設だとか、それから福祉施設だとか医療機関だとか、そういうところに進めている自家発電の部分で予算は組めなかったよというのですけれども、今後どういうふうにして改めていくのか、そこのところをお願いします。

○議長（坂田邦彦） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうから全体的な話というような形の中で、今後の方向も含めてお話させていただきたいなと思っております。

いろいろ御指摘受けましたけれども、その部分については不十分という部分については御指摘のとおりかなと思っております。

ただ、過去の経過を申し上げますと、東日本大震災以降、いろいろな災害がございました。そのときに一番メインといいたまいますか、主な大きな課題については耐震の関係がございました。それで、今の停電の部分も当然その部分にも関連はしてくるのですが、まず優先的には安全・安心な建物に直していこうというのを最優先というような形の中で進めさせていただいたという経過がございます。

その中で、停電の部分については少し対応が遅すぎたと、こういうような部分については御指摘のとおりかなと思っております。

今回の胆振東部地震の関係におきまして、大きなブラックアウトというような全道一円の停電というようなことがございまして、その部分も含めて今現在対策を進めているというようなことでございます。

ちょっと言い訳になるかも知れませんが、決して今まで検討していなかったということではなくて、いろいろな部分で国の2次補正に載せようとか、そういう動きを各課のほうから希望を聞きながらやってきてございました。ただ、今回の国の2次補正におきましても、詰めていきますと対象外というようなものがございました。そのような中で、なかなか全てに満度な財源だとか、そういう部分についてなかなかそれに合うようなもの、メニューがなかったというようなことでござ

います。

そして、今後、ではどうするのかということがございますけれども、新年度予算にも国の2次補正に載れるのではないかなという形で進めてきたのですが、新年度予算についてもそれについて間に合わなかったという部分もございます。

ただ、国のほうの体制としましては、3年間国土強靱化というような形の中で手厚くその部分についての対策はとりますよというようなことをいただいております。それは補助なり交付金なり、また、有利な起債というような形のもので承っております。その部分については、ある程度そちらのほうに載せていこうということで、6月の補正に何とか計上してまいりたいという考え方をしております。

各課からそれぞれの希望を聞いている発電機を含めて、自家発電機の直しだとか、そういう部分も含めて、全てある程度聞き取っておりますので、それが具体化して特定財源を見つけた段階においては議員の皆様にもお知らせしてまいれるのかなという形で今現在進んでいるということです。

決してスピード感がなくてというわけではございません。何らかの長寿命化もあわせながら、特定財源を見つながら現在進めているということで、まず御理解をいただきたいと思っております。

特に、今は福祉避難所の関係について多く御質問を受けているわけですが、福祉避難所については、保健センターというところが一番、あそこには医療の専門的な保健師がいますので、そちらが一番対応が速やかだろうということで、今回については福祉避難所ということで保健センターだけを設置させていただいたというような形でございます。

福祉避難所のあり方についてもいろいろガイドラインだとか、それに適用しているかというところも多分全てが適用されていないとは思っております。その辺を含めて、福祉避難所保健センターが中心になりますけれども、そこについては手厚く整備をしてまいりたいという考え方で現在進めておりますので、その辺につきましても少し時間の

猶予をいただいて、どこまでが必要かというような部分もございますので、その辺も検討させていただきたいと思っておりますので、そのような形で御理解をお願いしたいと思っております。

いずれにしても全く進んでいないのではなくて、進んではいるということで御理解をお願いしたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 一番最初の質問の中で、今ちょっと外れるかもしれないのですが、13年前か14年前だよというのですが、14年前に町が4日間やったときに塩害で、例えば福祉施設で結局水道はそういう2階建てとか3階建てのときはタンクを上につけなさいとか、地下、下に下げなさいよといってポンプで吸い上げなさいよとかということがあるから、電気がとまったらもう水道もとまるのですよね。

前回は、消防車が来てくれてそのところに例えば浴槽だとかそういうところに水を張ってくれたというのがあるのです。でも、結局なんで生かさなかったかという話をしなかったものでちょっと、今この話させていただいているのですけれども、今回は結局そこに、14年前にいたときの担当者とかそういう人たちがいなくなったということがあって、今回そういうこと全然やってくれなかったのです。

そして変な話ですが、18リットルのポリ缶10缶ぐらい持ってきてこれで勘弁してくださいよって、そういうような中身であると。私はそういうふう聞いていますよ。

だから、もう少なくなつて本当に去年の9月のやつが想定外だとかって、そんな言葉って、だから想定内でもどっちでもいいですよ。町としてそういうものがあつたとき、どういうふうにしてどういうふうなマニュアルを持って福祉施設なり医療機関なりそういうところにやってあげられるのですかということですよ。だから、そういう継続性がないからおかしいのではないですか。だから、継続性ができないのだったら自家発電機でも

つけてあげて、自分たちで全部やればいいじゃないですかというふうにしたほうがまだいいのではないですかということだと思のですよ。

それが、町が、いやいや、我々にはそういうマニュアルもあるしそういうものも持っているから、それを生かして私たちやっていきますよと言うのだったらいいけれども、全然14年前にやったことに対して何も生かされていない。当時のやり方と今回のやり方全然違っていましたよね。

時代も変わってきたらうし、今なんて9月に皆さんにスマホの携帯の電源を充電させてあげると。そのときはスマホも携帯もなかった時代ですから、そういうふうなものも出てきている。でも、我々にとって確かにそういうものも必要かもしれないけれども、やっぱり日常らしく生活できるようにしてもらえって、少しでも日常に近いようにしていただけるということのほうが大事な話じゃないかと思うのですよ。

だから、そここのところを、いやうちはこういうやり方でやっていきますよというのだったらそれはそれでいいのですけれども、だからきちっとその辺を出してもらいたいと思うし、それから、副町長が言ったように、今、災害対応力強化ということで30年補正と31年度補正、31年当初予算のやつでこうやって施策の説明会ってこれ民間なのです。民間で函館市はことしの3月15日に50名でやりますよ。お金をそういうところ、中小企業における自家発電装置の導入支援制度及び事業継続計画の策定支援、これに補助金を出しますよとやっているのですよ。これって申しわけないですけども、僕、ハイヤー協会からいただいていたのですよ。七飯町からこういう書類いただいていたのですよ。少なくとも地元の大きな企業でこういうもの必要だなというところにそういうものを町側が出してくれるというのだったら僕もまだわかる。そういうことも全然なされていませんよね。それで6月にやります、何月にやりますっていったって、これはおかしい話ではないですか。

そして、旭川は1月28日で締め切ったけれども、高齢者施設非常用自家発電設備整備に係る補助事業の協議についてとあって、ほしいところ出

してくださいよって、そういうのやっているのですよ。

そして、補助基準単価に対して、例えば国が2分の1を出しますよと、こういうのありますよとこうやってやっている。ホームページに出ているのですよ。なんか知らないけれども、町の建てたものに対しては皆さんに、各課に聞いていますよって言っているけれども、例えば、福祉課が各福祉施設なり医療施設のほうに、医療施設は福祉課ではないみたいですがけれども、ではそういう聞き取りをしたかということ。何もないですよ。そういうものをしていなくて、それで6月にありますよって。6月にあるの町の施設に対するそういうやつではないですからって、それわからないので後で答えていただきたいと思いますけれども、私はそういうふうに感じます。

だから申しわけないのですけれども、もう少し自分たちでできるもの、できないもの、それからそういうものをもっと努力してやっていく、それから金を使わないでできるものってあるじゃないですか。我々体を動かして、そして町民にサービスするっていうことだってあり得るじゃないですか。何か金出せばいいっていうものではないじゃないですか。やはり、そういうふうなことをしていかなければ、本当に今、地域支え合い事業なんてそういう言葉出ているけれども、誰がどこで誰を支えているのですかってわからなくなっているのではないですか。包括支援システムなんてそんなのもう空白っていうのですか、もう言葉が空虚なものになっていったるじゃないですか。やはりそういうものを、何でも金ではないのですよ。みんな地域を七飯を守っていくって、そういうものをしていかなければ、これはおかしくなりますよ、本当に。そここのところ済みません、最後に町長にもお願いします。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 今、横田議員のほうから御指摘あったとおり、地域で支え合っていくというのが福祉課の理念でございます。

福祉施設の発電機の補助についてなのですが、先ほど旭川と同じとおり1月28日までのものであったと。それで、1月中旬までに私どものほう

からメールでございましたが各施設のほうに案内をさせていただいた。しかしながら、丁寧にヒアリングとかそういうものについてはちょっとできなかったというのが、すぐ今回反省するべきところであると思っております。

そういった意味で、またこの3カ年の緊急対策の中で、またこういう事業も道のほうからとりまとめがきた際、きめ細やかに事業所であったりあと本部だったりというものに情報提供して、交付申請の補助もいろいろと相談に乗りながら、そういうこと今後福祉施設に対する発電機の補助については進めてまいりたいと思います。

また、町のほうで担当している者が地域密着型のうちのほうで地域密着型の許認可していますので、そちらがメインで補助申請を受けると、それで広域型の大きな特別養護老人ホームであったり老健施設であったり養護老人ホームであったりというのが、道が直接許認可しているものですから、そういうところに対する補助申請等の相談が道になると思いますが、そういうところも、もし疑問のところ、例えばルールとして新規で発電機をつけなければ補助対象になりませんよと、発電機がもう既にあるところは補助対象ではありませんとか、いろいろなルールございますので、そういう細かいところの配慮もしながら対応してまいりたいと思っております。

それで、この事業、先ほど副町長からも言ったとおり、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策ということでございますので、ちょっとまた来年度もありますので、この辺についてもしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（坂田邦彦） 町長。

○町長（中宮安一） 副町長が申し上げたのは、公共施設の発電機の話であります。

そして、防災・減災基金、あるいは国土強靱化の補助金を使いながら、ぜひ今もう進めていて、いろいろな確約をとるまではまだいっていませんので、確約をとり次第補正予算を組んでいきたいということをお願いさせていただきます。

そして、今、福祉課長のほうからは、非常に締め切りが間近だったものですから、メールでとい

う言葉で答弁させていただきました。

実際にも民間の各施設のほうは、福祉施設のほうについては締切日が非常に近かったためにメールでもってやってしまったということでありませ

す。私も、後にそれはそういう事業であればそれはメールではなくて、やはり職員手分けして個々にしっかり説明しないといけないということを申し上げましたけれども、その時期はもう過ぎてしまいましたので、次の時期が来たときには各福祉施設、あるいは医療機関に対して私どもの足でもってしっかり説明して、そして、できるだけ多く施設に自家発電機をつけていただくように協議をしてまいりたいというふうに思います。

決して議員がおっしゃった、金さえあればいいのかという、そういうことでは考えておりません。

私も13年前に町長になったときもやはり当時は非常に、今よりももっと交付税が少ない時代でありまして、お金はない、でも2万9,000人の知恵と工夫があるんだと、こういうことで協働のまちづくりということをお願いしてきてこの13年間やらさせていただいておりますので、これからもそのことは不変であります。

ぜひ、皆様方と町民の皆様方、そして町内会含めてしっかり知恵と工夫でもって協働のまちづくりというものをもう一度、今まで以上に進めてまいりますのでぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、水道の高層階の部分では、議員おっしゃったとおり電気が来ないと上に上げられないということで、発電機のあるところはもちろん全然問題ございませんでした。町自体の水道も問題なく、給水がとまるということがなかったものですから、高層階で発電機の持っていないところについては、全てやればよかったのでしょうかけれども、給水袋といたしましうか、それに水を入れたものを配置して歩いたという、これが全てやればよかったのでしょうかけれども、全てではなかったというふうにお聞きしていただきましたので、それを全てやれるようにするにはどうしたらいいのかなというこ

とを、もう一度原点に戻ってしっかり考え直して対策を打ってまいりますので、それも議員おっしゃるとおりちょっとスピード感が足りないということであれば、しっかりそのことを守りながら一生懸命頑張ってまいりますので御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 通告順に発言を許します。

稲垣明美議員。

○16番（稲垣明美） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

休日における子育て支援策についてです。

七飯町での子育て支援に本町、大中山の支援センターがあります。そこではさまざまな企画があり、年齢にあわせた交流や親子の触れ合い、また、お母さんやお子さんにとっても友達づくりができるなど有効な場所であると考えます。

現在共働き世帯が増加している中、平日に子供を預けて働いている御家族にとって休日は家族と触れ合う大切な時間であると思います。

そこで次の点についてお伺いしたいと思えます。

1、休日の子育て支援策についてどのようなものがあるか。

2、天気が悪いときは外出する場所がなかなかないとの声も多く上がっており、悪天候でも子連れが出かけやすい楽しめる場所はどのような場所があるかお願いします。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 1点目の休日の子育て支援策についてですが、町では日曜サロン自由解放として、道民家庭の日でもある毎月第3日曜日に「あそんでSUNDAYパパ」を開催しています。これは、日ごろお子さんとコミュニケーションがなかなかとれないお父さんや、お母さんのリフレッシュをと考えているお父さんにお子さんと一緒に支援センターで遊んでもらうもので、流しそうめんや雪遊び、餅つきなど体験型のメニューを提供しています。

また、その広報周知方法として広報ななえの裏表紙のタウンカレンダーに日程を掲載するとともに、集まれキッズ&ペアレンツという子育て支援

センターの専用ページを設定しております。

2点目の天気が悪いときでも子連れで出かけやすく楽しめる場所とのことですが、就学時前児童を対象に考えますと、渡島管内において屋内施設では函館駅前にある函館キッズプラザとはこだてみらい館、函館競馬場のキッズコーナー、八雲町にあるパノラマパーク、道の駅のほか民間商業施設内に設置されたキッズスペースなどがありますが、全体的には少ない状況です。

第1期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査でも就学前児童がいる家庭で70%、小学生のいる家庭でも56%と高いニーズがありました。

新年度に第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しており、改めて子育て世代の皆様とタウンミーティングの開催を検討しておりますので御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 稲垣議員。

○16番（稲垣明美） まずは「あそんでSUNDAYパパ」は内容によってすごく好評だったとか集まっている人数も多いと聞いていますが、お母さんに対しての週末の支援策についてはどのようなものがありますか。パパではなくてお母さんと一緒にというのはどのようなものがありますか。

また、天候が悪いときのやつなのですけれども、七飯町の遊べるところが少ないように感じますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 週末のお母さんの支援ということですが、基本的には週末は家族で過ごしていただきたいというのが一番思うところでございます。

中でもお母さんをちょっと休ませてあげようとかリフレッシュさせてあげようということで、SUNDAYパパということでお父さんと子供さんと触れ合ってもらって、その間、お母さんにちょっと家で休んでもらってとかということで、午前中はそういうのをやって昼からまた家庭に戻って、一緒に遊んでいただくというようなものがあるのかなと思っています。

また、遊び場が少ないということですが、それは先ほどもお話したとおり函館のキッズプラザですとかそういうところしかなくて、道南というかこのあたりには少ないというのが現状であります。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 稲垣議員。

○16番（稲垣明美） 共稼ぎのお母さんにとって、週末にお子さんをどこに連れていくかといったときに、なかなかないという声が多く多くて、先ほどの子ども・子育て支援事業計画の中でもアンケートの中に多いというのは示されております。

それで31年度まで、また今新しく立てると思うのですけれども、どのようなことを盛り込もうと思っておりますか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） こちらの計画、29年度に改定して、新年度31年度からまた新たな計画始まるわけですが、この計画策定に当たっては、まずは新年度すぐに子育て世帯のニーズ調査、こちらのほうをやりまして、そのニーズが集まった中で事業計画ですとか、そういう方向性を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 稲垣議員。

○16番（稲垣明美） お母様方々の声の中に、遊べる場所を開放してほしいとか遊具がほしいという意見も多いです。遊ぶ場所について、一緒に体を動かしたりとかする場所が七飯町にもっとあったらいいなというふうに思います。

お母様たちの意見を聞きますと、やっぱり週末、特に働いているお母さんにとっては遊びに行く場所がどうしても七飯町ではないところに行くという現状があるとの声があります。家でできないようなダイナミックなことを遊べたり靴を抜いで遊べるような、もっと幼児に開放してほしいという声があります。

その中でちょっと声として上がっていたのが、今ある施設を有効に活用したりすることによって、お母さんと子供たちがもっと触れ合うような

時間になるのかというふうに思ったり、あと、例えばなのですけれども、鶴野小学校をうまく活用できないかという声も上がっているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） いろいろな遊び場が少ないとか、そういう御意見は当然前回の計画策定時にもそういう声が上がっていますので、そういう声は、ニーズがあるのは承知はしております。ただハード的なものを整備していくというのはすぐできるというものもなかなかないところもありまして、既存の施設を使って何か自由に開放したりだとか、そういうことは検討していく課題かなと思ってございますので、今後ともその辺の公共施設の空きスペースですとか、そういうところを開放するとか、そういうところは検討材料の一つかなと思ってございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 稲垣議員。

○16番（稲垣明美） 1番と2番の質問で共通して言えるところというか、お母様たちの意見を考えたときに、教育方針にもありますけれども、幼児期の教育は能力開発、身体育成、人格覚醒、情操と道徳の心の極めて大切な時期であり、子供たちの生涯にわたる資質、能力の向上に寄与するものですということもあります。

小さいころの思い出づくりというのはすごい大切だと思うのですけれども、例えばなのですけれども、今ある施設を生かすというのも一つなのですが、今、七飯町の道の駅が2月16日に100万人を越えて多くの方に七飯町にいらしていただいております。屋内で遊ぶということも考えたりしますと、近くにそういう場所があったりとかすると、もっとあの場所がにぎわったりするのではないかなという声も上がっているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 道の駅の中にキッズコーナーということで、小さいお子さんが遊べるような簡易なブロックがあったりだとか、そういうスペースがあります。また、外にも親水公園的な水と遊べるような、噴水ついたり

かというところもあります。その辺をまずは核として町のほうでも整備しているところです。

その辺の活用を周知してPRをしていきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 稲垣議員。

○16番（稲垣明美） 小さなお子様たちが遊べる場所というところが、やっぱり七飯町以外で思い出をつくるよりも七飯町の子供たちが大きくなったときに七飯町での思い出をふやしてほしいなというふうに思いますので、うまく既存のあるものを生かして、今後、子供たちにそういう場所を与えていってもらいたいなというふうに思います。

町長の「子どもを安心して生み育てられる夢と希望と可能性にあふれた住みたいまち・住み続けたいまち七飯町」、主役は町民の皆様ということですので、アンケートの結果を重要視しながらよりよいまちづくりにしていってほしいなと思いますが、町長、最後をお願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 町長。

○町長（中宮安一） そうですね、今、時代が変わりましたので、私が自分の娘、息子を育てるときというのは、例えば雨降りのときにやっぱり遊ぶものがないですね、表で。ですから、そういうときには私は体育館に連れてきて卓球もやったりとかということをやらずにやらさせていただきました。あるいは、晴れている日は自分の家の横で、狭いのですけれども、息子はもちろんノック、娘にもノック、娘のほうが上なのですけれども、二人そろって野球のノックをしてとらせる。そして、ボール逃げると裏の空き地に行ってしまうので、それをとりに行くのも一つの遊び、でも時代が変わりましたからそれがどうなのかと。

今、では卓球やりに行こうと言ったら、多分すごい卓球やる人数多いのですよね、やっている方が。例えば、七中の卓球部の人数といたら80人とかって聞いていますので、そうするとこれは体育館とか、あるいは大中山の地域センター、そういうところでもなかなか難しい。

ですから、あるいは雨降りに子供と、私の思い

出ですけれども、ごめんなさいね。トランプをやってあげるとか、あるいは息子であればプラモデル一緒につくろうかと、プラモデルを買いに行ったらプラモデルもいろいろつくったという、あるいは粘土でもって何かをつくろうかという、そういうことで子供と触れ合いを持てるようにしたという、非常に古い記憶ですけれどもあります。

でも、それももう時代が変わってそんなことはしていないよというのであれば、やはりいろいろな施設を使えるように、あるいは本来であれば函館市が用意した駅前なんかにありますよね。そういったものが本来いいのしょうけれども、でも先ほどちょっとおっしゃってくれた鶴野小学校の活用というのがありますよね。それと、私はぜひ水防センターも大きな広いところもありますので、休めるところもありますから、もしかしたら親子でお弁当をつくって水防センターで遊びながら昼ごはん食べてこようかとか、そういったこともあろうかと思います。

もっと言えば、これはJR北海道にお願いしていかなければならないのですけれども、総合車両基地の一般公開、そこに行って新幹線をしっかり見てくるとか、そういうもの、あるいは晴れた日であれば今度は既存の大沼公園に行ってお父さんお母さん、これお母さん一人で連れていくと私の娘もそうでした。一人で3人の子供を連れていくとボートに乗れないのです、平日であれば。小さい子は危ないですから。ですから、日曜日なんかであれば天気の良い日は夫婦そろって公園に行ったらボート遊びをするとか、そういったことをこの次のタウンミーティング、こういったところで町のほうからもできるだけ提案をして、何か意見ありませんかありませんかだけではなくて、町のほうからも能動的にミーティングに参加していくという、そういうことをしっかりやって、そして、その上で皆さん方の御意見をしっかりお聞きしながら「子どもを安心して生み・育てていける七飯町」にしていきたいというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○4番（上野武彦） それでは、通告に従いまして2問質問させていただきます。

最初の質問は、保育園・保育所の待機児童解消に向けた取り組みについてであります。

平成30年12月の定例議会で、同僚議員の一般質問への町の答弁で平成30年4月1日現在、道内で待機児童を発生させている自治体は七飯町を含め15市町村であるが、その中で七飯町は待機児童数が63名で、全道の市町村で一番待機児童が多い自治体であることが明らかになりました。

この現状を見ると、平成31年度七飯町施政方針で、「子どもを安心して生み育てられる。住み続けたいと思える生活環境を整える」を掲げて町長は施政方針を述べておりますが、子育て世代にとっては厳しい環境となっております。

町内の保育所・保育園では、増加した入園希望時を受け入れるために定員の1.2倍まで受け入れができるという制度を拡大してきており、新年度はこれ以上の受け入れが不可能なところまで受け入れているところが実態であります。

新たな入園児の受け入れに際して、現在の過密保育の解消と新たな待機児童の発生をさせない取り組みが待ったなしであります。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、平成31年3月時点での町内の保育園・保育所の定員に対する入所児童数の状況について。

2点目、平成31年4月からの新入園児の申し込み見込みについて。

3点目、新年度待機児童解消の具体的な取り組みについて。

4点目、待機児童解消に向けた今後の抜本的対策と取り組みについて。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 1点目の平成31年3月1日現時点での町内の保育所の定員に対する入所児童の現状についてですが、定員399人に対して入所児童数が478人となっております。

2点目の平成31年4月からの新入園児の申し込み見込みについてですが、継続、新規合わせて486人の申し込みがあります。

3点目の新年度待機児童解消の具体的な取り組みについてですが、町立保育所では臨時保育士等を確保しまして、ゼロ歳クラスの受け入れを3人から6人に、2歳児クラスで12人から18人の受け入れとしました。民間の保育施設にも最大限の受け入れ可能な児童の入所をお願いしていますし、実際に受け入れもいただいております。その上で、函館市、北斗市の保育施設への広域利用についても協議を行っております。その結果、新年度の待機児童は大幅に解消され、平成31年4月1日の待機児童は10名になる見込みとなっております。

次に、4点目の抜本的対策と取り組みですが、町内保育施設の定員は399人で定員弾力化の1.2倍を乗じて単純計算で478人が限界なことから、抜本的には施設を新築することと考えております。

新年度より新たに30名定員の企業主導型保育事業による認可外保育施設が開設されることとなり、少しずつではありますが待機児童解消に向けて協力もいただきながら取り組んでいるところであります。

全国的な保育士不足もあり、すぐに課題解決は難しい状況ですが、各保育施設も保育士の確保を最優先課題として取り組んでおりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） ただいまお答えいただきました。それで、定員的には399名のところ478名の受け入れという状況になっているということです。

それで、町内に町が経営に関与する保育所・保

育園がありますが、それぞれについて定員に対してどのような実態になっているのか改めてお答えいただきたいと思います。

それから、今、お答えになりました今回は定員に対するオーバーが10名ということですが、その具体的な内容について、もう少しわかるように10名の待機児童の状況、それについてお答えいただきたいということです。

3点目ですけれども、現在1.2倍ということで受け入れを進めているということですが、それによりますと、いずれにしても1.2倍というのは施設の限界もありますし、それから過密という問題も発生します。そういったことからすると、今後の対応ということで町が今考えてあられるということが幾つか出されましたけれども、具体的にこういった過密保育を解消する必要があると思うのです。

例えば、399人のところ478人受け入れているということではいいますと、79名は定員以外の児童を受け入れてやっていると。さらには、今年度10名がオーバーしているということではいいますと……さらに10名プラスのそういった児童がいるということになりますので、こういった過密保育に関しては早急に対策を打つ必要があります。

先ほどお答えになっておりましたけれども、基本的に施設をふやす必要があるという認識を持っておられるということでしたので、こういう80名近い過密保育の状況を解消するためには、やはりそれに相応する保育所・保育園を新たに建設する必要があるのではないかとこのように思いますので、その点もあわせて答弁いただきたいと思います。

○議長（坂田邦彦） 傍聴人の方、済みません、帽子外していただけますか。

子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） まず、初めの各認可保育施設の定員と現在の入所の人員ということでございますけれども、一つ目が認定こども園どんぐりというところがありまして、そこは定員45名のところ2月1日現在ですけれども69名の児童が入っています。それから、町立の大

中山保育所、ここが80名定員のところ97名、それから本町保育園、こちら90名定員のところ108名、それから、みどり保育園60名定員のところ53名、それから、藤城保育所60名定員のところ60名、それから、大沼保育所45名定員のところ50名、それから、七飯大川保育所19名のところ22名ということで、それぞれ定員オーバーしているところもある状況でございます。

先ほど過密の解消というところでございますけれども、過密といっても基準の児童1人当たりは何平米という基準は満たした上での定員の増ということなので、そこは特に法的にだめということではございません。1.2倍まで許されているところもありますし、それを越えていても5カ年は経過措置ということでそれも認められているところもございます。

ただ、待機児童は当然いるというところでありますので、ここについては各園にも受け入れをお願いしたいというところと、また広域についても継続して協力依頼ということでお願いしているところです。

それから、10名の内訳ということですが、一応ゼロ歳児に待機児童が発生しましてそれが10名ということになります。

それから、待機児童の解消には新たな施設の建設が一番手っ取り早いというか、それが一番だということではございますけれども、各園にも園の施設をリニューアルしたりだとか、町のあいている公共施設を使って保育所をどうでしょうかということで、各園にもお話ししております。ただ、しかしながらやっぱり箱はいいのですけれども、保育士がやっぱりいないというところが各園とも非常に困っているというところで、そこをまず最優先課題ということで、町ももちろんですけども各園とも保育士不足をまず解消したいというところで、そこを優先課題として取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） 今、お答えいただきまして、その10名の待機児童に関してはゼロ歳児だ

ということですね。ゼロ歳児に関しては、保育士一人に対して3名しか面倒を見れないということで、非常に大変なのですけれども、これは施設でいえばどここの施設が入れなかったのかと、その辺についてもう一度お答えいただきたいなと思います。

それから、今後の対応の件なのですけれども、今回企業型の保育所も建てられるということでありまして、これは人数的には30人規模の基本的に企業の働いている人のお子さんを預かるという施設でありますので、町がそういう施設に協力をといても、その辺の余裕がどれだけあるかはそのときの状況によりますので、余り民間に頼らず、基本的に町が対応するべきではないかと思うのですが、現在問題は保育士の不足だと言っておりますけれども、実際に399人のところを478名の受け入れということになりますと、79名オーバーという受け入れ状況になっております。

先ほども言いましたように、この79名は基本的に答弁の中では一応面積基準をクリアした上での受け入れだということでありまして、本来この保育所・保育園が建てられた基準というのは面積に対してこれだけの人員の受け入れだというようなことでやってきているわけですので、そういったことでいうと、今回3名のゼロ歳児の受け入れができなかったということも含めまして、ゼロ歳児を受け入れるための施設面積とか、それから保育士の対応だとか、そういった問題が入ってきているのではないかというふうに推測される場所です。それで、その辺について再度その実態についてお答えいただきたいなと思います。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） まず、ゼロ歳児の受け入れの各園の状況ということなのですけれども、大中山保育所で新年度6名、それから認定こども園どんぐりで6名、それからほんちょう保育所で4名、それからみどりが4名、藤城が5名、それから大沼が1名、それから七飯大川保育所で3名という形になってございます。

10名の待機ということなのですけれども、今は園がもうそれでゼロ歳がどこも入る枠は今のと

ころはない状況です。10名の待機の方にも園に空きができ次第この園に空きができましたと、補欠の1番から順番にこの園に空きができましたけれどもどうですかという形で順次案内するという形なので、今はもういっぱいなので入れないのですけれども、これから空きができれば、体制を整えたいということでございます。

それから、ゼロ歳の、先ほど議員からも言われましたけれども保育士3名必要だというところで、あと面積的には一応クリアは今の状況ではしているというところでございます。ゼロ歳を受け入れるということであれば、ゼロ歳3人に対して先生1人ということなので、10名受け入れるということになれば4人の先生が必要だということになってきます。

今後の見通しとしては、町内でこれから先、保育士の採用を予定してる民間の保育所もありますので、そういう先生が入ってくればゼロ歳を受け入れも多少進んでいくのかなと思っております。また、民間の企業主導型の保育事業についてはですけども、こちらのほうも定員30名ということですけども、2分の1は自分の企業の子供さんを入れるというルールになっています。2分の1を越えない範囲で、地域枠ということで地域の子供さんたちが入れるという形になっておりますので、そこはちょっとまだ変動しますし、まだ募集も確定しているわけではないので、ここについては全部その会社にお問い合わせということではありませぬので、まずは認可のところできっちり町も受け入れ最大限した上で民間の保育所にもお願いして、なおかつ企業の主導型の保育所にもお願いするという形で、いろいろな施設とか、いろいろなところがありますので、そこを全部活用しながら町外も含めてですけども、広域という形で函館市、北斗市にもお願いしながら、まず、待機児を少しでも減らせるように努力してまいりまいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） 今、お答えいただいているのですけれども、お答えいただけていないと思うのが1点あります。

先ほどの答弁の中で、施設の整備も必要であるというお答えがありました。本来の定員を実際は79名オーバーして受け入れということですので、これに相応する施設整備が必要ではないかと私は思うのですが、町の担当のほうでの認識をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 施設の建設というのが要は最優先課題という形で建てるのがもちろんいいのは皆さんわかっていて、ほかの認可保育所の方々も施設の方もそれが一番望ましいというのは共通認識ではあります。それは間違いないのですが、ただ、そこに働く人がなかなか確保できないというのが全国的にも言われている状況でして、そこを確保しながら運営しなければならないので、そこがまず最優先ということで、箱よりもまずは保育士不足と、そこを優先的に解決していきたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） 今、保育士不足を解消する云々ということでお答えいただいているのですが、本来、施設整備することが最優先で、その施設の運営のためにそういう人員を確保するというのはその次ではないかと思うのですよ。保育士がいるいないというのはやってみなければわからないことでもありますので、その辺の認識はちょっと逆ではないかと思うのですが、今の現状を考えると基本的にそういった施設を整備して対応していくという考えに立って進めていくべきではないかと思うのですが、その辺についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（坂田邦彦） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（磯場嘉和） 抜本的には本当に施設があるのが当然望ましいというのは本当に共通認識として持ってございます。ただ、やはりどこの施設も町立も含めてそうですけれども、保育士不足ということで、募集してもなかなか来ないということで、実際に函館の短大のほうの実習生をお願いして受け入れして採用しているという民間のところもありますし、月額給与のほ

かに保育手当ということでも1万円上乗せして採用しますということをやっているところもあります。

町のほうでも保護者が保育士で町内の認可保育所で働くという方については優先的に児童を入所させるような、そういう措置も行っているところです。やはりまず人が、ハードはどうにかなったとしてもソフト面、人材の確保というのがやっぱり一番困難であると考えておりますので、そこはほかの園とも共通認識を持っているところでして、そこにまず最重要課題ということで、そこを改善していきたいということで考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） 2問目いききたいと思えます。地震に対する防災計画の見直しと対策を。

七飯町の地域防災計画は平成25年9月に作成されておりますが、その中で特に地震に対する災害対策については抜本的見直しが必要ではないかと考えるところです。

地域防災計画では、平成13年6月に発表された函館平野西縁の活断層の地震の規模に基づいて計画が作成されておりますが、平成23年に文部科学省が実施した調査により、海域の活断層と函館平野西縁の活断層が連続性がある発生する地震の規模が大きくなるということが明らかになっております。これに対応した早急な見直しと対策が急務ではないかと思うわけですが、七飯町の地域防災計画はそれに対応した計画に変更、改正されておられません。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、函館平野西縁の活断層は海域の活断層と連続性があり、総延長が26キロメートルとなることが判明しておりますが、発生する地震の規模、その地震により発生する被害について、平成30年6月の定例議会の一般質問で私が質問しておりますが、その時点では対応がありませんでした。その後の情報に進展はあるのかどうかお伺いします。

2点目、七飯町は平成22年作成の耐震改修促進計画で建築物の耐震化目標を平成27年度までに90%にするという計画を作成し取り組んで

ておりますが、その後の進捗状況についてお伺いします。

3点目、函館平野西縁の活断層による直下型の巨大地震が発生すると、建物の全壊、半壊による多くの避難住民の発生が予測される場所です。耐震性のある避難施設の整備が必要と考えるわけですが、町の避難施設の現状と今後の対策ということでお伺いします。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから1点目、3点目について答弁させていただきます。

まず1点目、昨年度6月以降の情報に進展はあるのかについてでございます。

国の機関である地震調査研究推進本部、地震調査委員会へ確認いたしました。新しい情報とはなっていないことを確認してございます。

次に、3点目の町の避難施設の状況についてでございます。

町の避難施設は、一次避難所として地域会館等が55カ所、福祉避難所が5カ所、広域避難所として各学校のグラウンドなど13カ所を指定しております。

建物である一次避難所のうち、建築基準法の新耐震基準が施行された昭和56年6月以前に建てられた建物については、現在の耐震基準が満たされていないため地震の際には使用しないこととしてございます。

今後これらの施設については、日常は地域のコミュニティの場として活用されている施設でありますので、老朽化している建物でもするため、施設のあり方の検討の後、必要と判断された際には長寿命化工事等を進めてまいります。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 2点目の建築物の耐震化目標90%の進捗状況についてです。

平成22年策定の七飯町耐震改修促進計画において、建築物の耐震化目標は平成27年までに民間住宅90%、多数利用建築物90%であります。民間住宅については、昭和56年以前の解体や新築住宅の建設により計画当初73.5%から

76.3%、多数利用建築物は小学校の改築工事等により計画当初70.4%から88.8%となっております。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） まず1点目についてですが、今お答えになりましたけれども、9カ月たって国がそういった被害状況についての報告をしていないということを理由に、この地震の規模、そして、それに対する被害の予測に対して町は一切把握していないという状況になっているという答弁になりました。

この問題は26キロになった時点でもっと真摯にこの地震の問題については対応すべきであるところでした。

地震の調査をした機関に私も問い合わせをしましたが、基本的に長くなったというか2キロ活断層が伸びたわけですが、これに対しては基本的に活断層の長さに比例して地震の大きさが大きくなるというふうに答えておりました。ですから、改めてそういう機関がこのことによつてどのような地震になるかというようなことは発表しなくてもわかることなのです。そういうことですから、基本的に比例するというのでいきますと、私もそれで計算してみましたらマグニチュード7が7.56になると、また、マグニチュード7.5が8.1になると、これは比例するというのでの計算でいきますとこういう数字になってくるわけですが、これについてそういった専門機関に本当にそれでいいのかどうか、これについては問い合わせをして確認する必要はあります。

しかしながら、基本的にそういった機関が比例するというふうに言つて、その規模がこうなるああなると言っていないということですので、その辺について町も基本的にちょっともう少しきちつと対応する必要はあるのではないかと。函館平野西縁の活断層というのは、七飯町の至近距離にあるのですよね。それで直下型の地震になると。普通はマグニチュード何とかというのは、その地震からの距離に応じてどのような地震の大きさになるかと、それで震度は何ぼになるかというようなことで推測するわけですがけれども、この函館平野

西縁の活断層はほとんど1キロか2キロくらいしか離れていない地域での直下型地震ということで、その被害の大きさははかり知れないものになる可能性があるわけです。

そういうことで、もっと真剣にこの問題について取り組む必要があるのではないかと思います。

例えば、マグニチュードというのが地震のエネルギーの大きさなのです。震度というのがその大きさとは違って、発生した地震が地表にどのような形であられるかというのが震度なのです。そういうことでいいますと、マグニチュードが非常に大きくなるということが言われております。それでいうと、マグニチュードが1ふえれば地震のエネルギーは30倍になると言われています。これが本当に1ではないですけども0.5ふえるような数字になってきているわけです。しかも最大8.1というマグニチュードが推測されるということですので、これについては本当にもう少し真剣にこれについて確認するなり、対応するなり、それが求められるのではないかというふうに思います。その辺について、再度答弁をまずいただきたいと。

それから、耐震化率が新しく住宅も建てられたということもあり、それから建てかえということもあったということで、若干耐震性のある一般住宅がふえています。73.5から76.3と、3%ちょっとぐらいしかふえていないのですよね。それから、公共住宅に関しては特に力を注いだ学校施設の耐震化が今100%までいきましたので、そういった影響もあってこれについては約8%から9%近く伸びております。70.4%から88.8ですから、8%前後ふえております。しかし目標とする90%にはまだまだ届かないと、しかもそれは平成27年度までに90%にするという計画だったわけですよね。それについて、実際にどう取り組んでこういう結果になったことについてどのように評価をされるのか、その辺については再度答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、避難施設の問題です。

今、お答えになった中では、避難施設の中で耐震性のないのは避難施設から外すとか一時避難施設という形で残すとか、そういうような状況に

なっているというふうにお答えになっております。

私、前回調べた範囲では、耐震性のあるのは25、それから福祉関係で耐震性のあるのが5、合わせて30ありますけれども、全く耐震性がないのが25あるというような状況になっております。これ従前の函館平野西縁の活断層の24キロの状況で地震が発生した場合、どんな被害が出るかという数字が出されておりました。これによりますと全壊が889、半壊が2,970、死者が8名、負傷者が430名と、これが24キロのレベルでの被害です。これが26キロになって先ほど言いましたようにマグニチュードが0.5大きくなったときには約1.5倍のエネルギーになるわけで、そういうことになりますととんでもない被害が発生する可能性があります。この段階で全壊、半壊合わせまして3,859になります。そこに住んでいる人1.5人というぐらいに計算しますと4,200人を超える被災者が発生するわけです。

それに対して、町が耐震性のあるという施設、収容人数が、例えば耐震性のある25施設とか、それから福祉関係の5施設とか、こういったところの収容人数ということでは、実際はどのぐらい収容できる耐震性のある施設が町内に今あるのか、その辺について再度お答えいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（坂田邦彦） 上野議員、答弁は午後からでよろしいですか。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野議員の再質問に対する答弁より入ります。総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、1点目、活断層が延びた際の対応というところの答弁してまいりたいと思います。

先ほども申し上げましたが、現在、国の機関である地震調査研究推進本部地震調査委員会からは、議員のおっしゃる平成23年の調査に対する報告はない状態でございます。その調査の評価・分析を地震調査研究推進本部地震調査委員会等の国の機関及び北海道の防災会議などで行っていただく必要があると思っております。

西縁活断層は七飯町だけではなく、北斗市にも連なるもので、それは周辺の自治体、函館市の住民へも影響があるものでございます。その意味からも広域的な被害想定があるべきですので、その想定をもとに七飯町もしっかり防災計画に取り入れてまいりたいと思っております。

なお、議員がおっしゃってございました活断層の距離が延びれば被害が大きくなるとの認識は私どもも持っておりますけれども、マグニチュードが1上がるとその被害が30倍になるとか、そういうようなところは私どもはその情報は持ってはおりませんので、それについては判断できかねますが、学者、先生たちがいろいろな分析をしてそういう評価はしているというところでは思っておりますけれども、それを踏まえて七飯町はその学者、先生の分析だけで防災計画を見直すということにはならないと思っております。

なお、前回、去年の6月の一般質問の際にも答弁させていただきましたが、北海道が平成28年度地震被害想定調査結果というものを公表しております。その公表の中では函館平野西縁断層帯による最大震度7による渡島管内の被害というものは、建物被害は全壊棟数が1,835棟、半壊棟数が3,364棟、人的被害では死者が35人、重軽傷者が634人となっております。七飯町の被害だけで申し上げますと建物被害は全壊棟数が71棟、半壊棟数が236棟、人的被害では死者が1名、重軽傷者数が35名という調査の状況となっております。

続きまして、避難所の収容人数等になりますけれども、現在地震等以外で避難所として利用できるというところで、七飯町が防災計画、町のホームページ等にも載せてございますけれども、39カ所ございますが、収容人員としては7,810人の収容ができるということとなっております。

す。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、平成27年までに耐震化目標90%、これまでをどのように評価されるのかということでございますが、まず、公共多数利用建築物については当初計画70.4%から88.8%と18.4%の上昇ということで、これは大型工事、小学校の改築ですとか小学校の耐震化事業を進めてきた結果、ここまで上昇してきたというふうに認識しております。

また、民間住宅のほうにつきましては、当初計画が73.5%から76.3%ということでありまして、3%弱ではありますが若干伸びてきていると。

これまでの取り組みについては、耐震診断を行っていただきたいということで、その部分について広報ですとかホームページですとか、周知をしまいたところでございます。載せ方にしても担当なりに広報の紙面を大きくしたりですとか目立つところにですとかというような配慮をしながらやってきたつもりではございますけれども、実際それについて耐震診断をされたという実績がないのが現状でございます。また、耐震改修についての相談もなかったというのが現状でございます。

しかし、その背景というか、ちょっと私の思いも入るかもわからないのですけれども、社会の変化というか、核家族化の進行がちょっと一つの要因にあるのではないかなと。子供たちが新しく家を建てる、そこに残っていけるといったときに、親がそちらに子どもたちに支援して新しい家に住むということで、自分たちは我慢しながらでも住みなれた古い住宅に住んでいるというものも一つあるのではないかなというふうに思っております。

また、昭和56年以前の建物ということで、築年数でいうと40年近くたっております。ということで、そういう住宅に誰かが今後住んでいくと考えたときに、誰も住む予定がないということで改修にも踏み切れていないのかなというふうな感じでも思っております。という中で、空き家等

がふえてきているという現状もあるのかなというふうにご考えてございます。

しかしながら、地震はいつ起きてもおかしくない災害です。そういうものについては、町民の安全を守るために町として考えていかなければならないというふうに思っておりますので、町民ニーズの把握に努めながら、現在ある制度を周知し活用しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） それでは、答弁いただきましたので質問させていただきます。

今、答弁の中で、全壊とか半壊とか負傷者の数だとか、これ私が述べたのと違う数字が出されておりましたけれども、私は町のこれまでの耐震計画の中で示された数字の範囲で言っておりますので、その辺についてはちょっと後で確認をしたいと思っております。

それで、実際に耐震のあるところでの収容人数が7,810人という数字を述べられておりましたけれども、これについてはどういう数字になるのかももう少しわかるように説明いただきたいというのと、それから、福祉とか耐震性のあるところでそういう7,810人ということだと思っておりますが、既に耐震性のない25ほどあるこういった施設について、今後町は耐震化とかそういうことをどのように進める考えがあるのかどうか、この辺について再度お伺いしたいということが1点です。

それから、耐震化の問題ですけれども、公共の住宅に関しては、町のこれまでの取り組みで、例えば学校の耐震化だとか、それから消防署の建てかえだとか、それから給食センターの建設、こういったことがありまして耐震化は進んで、あと先ほどの答弁の中でいきますと、あと1.2%で90%に達するというところまでできているということですので、これはちょっと努力すればすぐに90%はいくのかなというふうに思います。これについては、とりあえずこれは平成27年度までやりましょうという数字だったのですよね。そうい

うことからすると90%達成したにしても、今後のさらなる努力というか、耐震化への努力は公共施設については必要かなというふうに思いますので、その辺についてはどうお考えなのか、さらに答弁いただきたいというのが1点です。

それから、問題はこの一般住宅です。かなり古くなってきているということもあるし、住んでいる人の高齢化ということもある。さまざまな理由がありますけれども、この函館平野西縁の活断層30年以内にゼロから1%という確率で、もう18年経過していますので、30年というところとあと何年でどうなるというようなことも考えると、かなりもう少し真剣に対応すべきものかなというふうに思っております。

それで、一般住宅の耐震化というのはそれなりに努力する必要があると思っておりますので、その辺について町の今までの対応見ますと無料の耐震診断をしますよだとか、耐震診断に関しては一定の補助を出しますよとか、いろいろやってこられました。

ただ、住民の危機感といいますか、この地震に対する危機感ということを考えますと、もう少しちっと情報を発信して住民の対応が進むように、町としては進める必要があるのかなというふうに思いますので、その辺について再度お伺いしたいのと、それから、個人のそういった住宅に関してはなかなか直接の補助というのは問題あるのかなというふうに町は考えておられるのかなというふうに思うわけですがけれども、これに関しては今までも私のほうから提案申しました住宅リフォーム助成制度というのが単なる個人の住宅への改修の助成だけではなくて、それは公共事業よりも地域への活性化に大きな効果があるということで全国で進められているやり方ですので、この制度を実施することによってさらなる具体的な個人の住宅の耐震化が進む可能性も充分ありますので、そういった町の活性化の対策の一環の中で進めることも可能だというふうに思っておりますので、その辺についての見解をお伺いしたいというふうに思います。

以上、お願いします。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから2点ほど御答弁申し上げます。

まず、避難施設の収容人数につきましては、防災計画に記載されている、登載されている収容人数をもとに計算をさせていただきます。

また、避難所の耐震化というところのお話でございます。午前中の横田議員の質問にも答弁してまいりしたけれども、避難所は公共施設というか、地域の会館等も避難所として登載をさせていただきます。相当古い昭和56年6月の旧耐震で建てられたいわゆる耐震性がないと思われる建物もありますので、それにつきましては、当然日常的には地域のコミュニティーとなる施設でございますので、会館のあり方を検討してまいりたいと思っております。そのあり方の中で必要と判断のもとで長寿命化工事等を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、まず公共施設の件でございますけれども、あと1.2%で90%ということでありました。このことについては、この残りの部分あと3件ございますけれども、大沼小学校の体育館と軍川小学校の体育館が耐震化されていないということで、大沼の義務教育学校がスタートすればそこも利用されなくなるということで、耐震化が上がっていくということでそれを除くと数値的には90%を越えてくるということになろうかなというふうに思っております。

また、住宅の部分に関しては危機感を持って周知、おっしゃるとおりだというふうに思っております。その辺の周知方法も含めて、住民にわかりやすくその危機感を持ってもらえるような周知の仕方などを検討しながら充分周知を徹底してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

最後に補助金の関係でございます。

補助金の関係ですが、耐震改修に係る費用というかそのやり方にもよりますけれども、平均すると大体200万円から300万円くらいかかるのではないかなというふうなことが言われてございま

す。近隣の市町についてもこういう耐震改修についての補助制度をやっている町はありまして、平均すると大体40万円前後の上限補助金ということで補助金制度を設けているところが多いようでございます。

そちらの方ともちょっと話をしたのですけれども、なかなか耐震改修についての補助金、実はその制度はあるのだけれども利用がされていないという話もお伺いしております。なぜかなという話を雑談の中でしているのですけれども、そういうような部分で先ほども言いましたが、長く40年近くたっているだとか核家族化が進んでいるだとか、そういう部分もあるのではないかなというお話されていて、利用されていない状況で新しく補助、その耐震改修等についての補助金を定めるのは財政面の負担もでございます。その辺も十分考えながら検討してまいりたいなというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） 最後にもう一度お伺いしたいのですけれども、先ほど言いましたように、避難所にある程度指定されている一時避難という施設がかなりあるわけです。その施設の大半はその地域で使われている会館みたいなところが多いのです、ほとんど。ほとんど会館です。そうしますと、これらの会館が全て基本的に地域住民の日常利用する施設になっているということであれば、基本的に建てかえなり耐震化なり、そうすべき施設ばかりだというふうに私は認識しているのですが、先ほどの答弁では会館のあり方を含めてというような形で廃止もあり得るというようなことでお答えになっておりましたけれども、これについてももう少し本当にそういう廃止も含めた検討を進めるのか、それとも基本的にこういった施設は、例えば統廃合もあり得るかもしれませんが、必要だという認識のもとに今後進めるのか、その辺についてはかなり違いが出てきますので、こういう避難所と一次避難所として指定されているこういった施設、これについてどうお考えなのか聞いておきたいなと思っております。よろしくお願

します。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 日常的な会館の施設のあり方と避難所として使う際のあり方と、二通りあるとは思いますが、当然何か有事があった際にはどこにどういうふうにいればいいのか、どのくらいの住民がいらっしゃるのでそこにどのくらいの規模のどういうものが必要かというようなものがございます。

防災計画つくった後にも、例えば水防センターだとか道の駅だとか、そういうような、道の駅については駐車場を一次避難所としてございますが、そういうところもふえてございますので、今ある公共施設、また学校等含めてそういうところで配置が避難所としてどれだけ必要かというようなあり方も含めて検討して、何か必要かと、それで、その地域会館についても当然その場所で避難所地域会館として必要だというあかつきには、判断された場合には、新築になるのか長寿命化で改修できる場合にはその方向になるかもしれませんが、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 以上で、一般質問を終わります。

日程第3

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（坂田邦彦） 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第4 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、以上2件を一括して議題といたします。

提案説明を求めます。

承認第1号、都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、

地方自治法第179条第1項の規定により、次

のとおり損害賠償の額を定めることを専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年12月21日午後8時30分ころ、被害者が帰宅した際、被害者宅の真上である・・・の灯油コックが開いていることによる灯油漏れが発覚し、被害者の家財等が損害を受けたものであります。

原因は、・・・の灯油コックに触れたことにより開いてしまったことと推測するが、管理者として通常有すべき安全対策を怠っていたことが認められることから、これに対する損害を次のとおり賠償するものでございます。

1、損害賠償額、家財等の賠償に要する費用として84万2,348円でございます。

2、賠償相手方は、亀田郡・・・でございます。

裏面には事故発生状況図を添付してございますので御参照いたします。

今回、このような事故を発生させてしまったことで、被害者に大変ご迷惑をかけたことに対し深くおわび申し上げますとともに、今後は施設の維持・管理について万全を期してまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本件の損害賠償金の歳入歳出につきましては、この後承認第2号専決処分の承認を求めることについて、総務財政課長より御報告申し上げます。

以上、簡単ですが承認第1号の報告とさせていただきます。

○議長（坂田邦彦） 承認第2号、総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり平成30年度七飯町一般会計補正予算（第9号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

承認を求めます。

一般会計補正予算（第9号）は、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ84万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億9,921万7,000円とするものでございます。

このたびの補正は、損害賠償に係る専決処分の補正でございます。

それでは、7ページの歳出から御説明申し上げます。

8款土木費5項1目住宅管理費は、公営住宅入居者への損害賠償金として84万3,000円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

20款諸収入5款4目雑入は、全国町村会総合賠償補償保険金収入84万3,000円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。

承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、承認第1号、承認第2号、以上2件について一括して質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

討論、採決については1件ごとに行います。

まず初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、これを承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第5

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（坂田邦彦） 日程第5 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、承認第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の規約の制定及び廃止については、非常勤職員の損害補償事務、公務災害などの補償にかかる事務を北海道内の市町村等が加入し行っている北海道市町村総合事務組合がでございます。

複合的一部事務組合であるこの組合は、市町村及び特別区しかこれを設置できず、北海道が構成員となっている組織はこれを構成団体とすることができないことが総務省から示され、早急に必要の見直しを行うよう指摘があり、規約の変更を行うものです。

本来であれば、本定例会時に議案として上程すべきではございますが、全ての構成団体から承認をいただき、北海道を通じて総務省への手続を行います。早急な対応を求められており、議会までいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

また、規約の改正方法としては、変更する項目

の一部改正の方法もありますが、総務省からの指摘を踏まえ、規約を改正するのではなく改めて規約を制定すべきとのことでありますので、規約の廃止、制定の形をとってございます。

規約の変更の内容としましては3点ございまして、1点目が北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を削除するものです。

2点目が、組合に加入できない団体から事務委任を受けられる旨の条文を加えるものです。

3点目が、平成29年度以降に構成団体の名称変更、解散があったものについて整理するものがございます。

その他規約の変更はございません。

附則として、第1項、この規約は地方自治法第286条第1項の既定による北海道知事の許可のあった日から施行するものがございます

第2項、北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は廃止するものがございます。

提案説明は以上でございます。

承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、これを承認することに決定いたしました。

個人情報保護条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第6 議案第9号七飯町情報公開条例及び七飯町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第9号七飯町情報公開条例及び七飯町個人情報保護条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

御提案いたします議案は、近年、全国的に大規模な自然災害が数多く発生し、特に昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道で初めて震度7が記録されライフラインの寸断や産業被害、ブラックアウトの発生など、道民の暮らしや経済社会活動に多大な影響がありました。

このような状況の中、七飯町には活火山駒ヶ岳があり、さらに函館平野西縁活断層帯が町内の一部に存在していることから、火山噴火、地震及びその他の自然災害や事故災害から町民の生命、財産を守るため、防災組織機能の強化が必要でございます。

さらに、防災に関する関係自治体及び関係団体との連携強化及び各種防災対策の加速化と防災機器の整備強化も必要なことから、現在、防災危機の管理において連携をしている情報管理係との連携強化を図るため、総務部に情報防災課を設置し、現在、総務財政課にございます防災車両係、情報管理係を移すものがございます。

なお、今回の提案いたします条例改正は、情報防災課を新設することにより、改正が必要な条例2本について整理するものがございます。

それでは、議案関係資料3ページの七飯町行政組織機構図新旧対照表（平成31年4月1日施行）をごらんください。

行政組織機構図のうち、総務部の機構でございます。左側が現在の機構をあらわしてございます。

総務部総務財政課にある上から4段目の情報管理係、防災車両係を情報防災課を設置し、移行するものがございます。

日程第6

議案第9号 七飯町情報公開条例及び七飯町

続きまして、議案関係資料の1ページの七飯町情報公開条例新旧対象表（第1条関係）をごらんください。

第23条第5項中、総務部総務財政課を総務部情報防災課に改めます。

次に、七飯町個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）をごらんください。

第38条第5項中、総務部総務財政課を総務部情報防災課に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第9号七飯町情報公開条例及び七飯町個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第7 議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

御提案いたします議案は、国において長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等の働き方改革が進められており、その中で働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が昨年7月6日に施行され、関連する人事院規則が改正されたところでございます。

当町としても、国家公務員との均衡の原則により国家公務員の措置等を踏まえ、時間外労働の上限については月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月で100時間未満、複数月では平均80時間とし、平成31年4月より適用すべく条例を一部改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の2、職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表をごらんください。

第8条に次の1項を加えます。

第3項、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第10号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8

議案第 1 1 号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第 8 議案第 1 1 号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

生涯教育課長。

○生涯教育課長（北村公志） それでは、議案第 1 1 号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、社会教育、特に高齢者教育の振興を図るため、七飯町特別職非常勤職員として任命しております生涯学習推進アドバイザーについて、週 3 日勤務の町の再任用職員と同等の勤務体系であることから、同等の雇用条件となる社会保険加入や各種手当を支給する嘱託職員とするため、七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例より生涯学習推進アドバイザーを削るものでございます。

改正内容ですが、議案関係資料の 5 ページ、資料 3 新旧対照表により御説明いたします。

左側の改正前の別表を右の改正後のとおり 1 0 の項を削り、1 1 の項を 1 0 の項とし、1 2 の項から 5 0 の項までを 1 項ずつ繰り上げるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するとするものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第 1 1 号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9

議案第 1 2 号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第 9 議案第 1 2 号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第 1 2 号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

このたびの改正の主な内容は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 3 1 年 1 月 2 5 日に公布されたことに伴う国民健康保険税の税額限度額の引き上げ、軽減判定所得の見直し及び北海道の示す標準保険料を念頭に置いた 3 年をめぐりに段階的に資産割の廃止に伴う平成 3 0 年度から引き続き 2 年目となる税率の改正でございます。

それでは、改正する内容につきましては、お手元に配付されてございます議案関係資料の 6 ページ、資料 4 の七飯町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明いたします。

見出し、課税額のところの第 2 条第 2 項中、5 8 万円を 6 1 万円に改めるものでございます。

次の見出し、国民健康保険の被保険者に係る税率等のところの第 9 条第 1 号中 1 0 0 分の 7. 3 を 1 0 0 分の 7. 9 に改め、同条第 2 号中 1 0 0 分の 2 5. 3 を 1 0 0 分の 1 2 に改めるものでございます。

次の見出し、介護納付金課税被保険者に係る税率等のところの第9条の3第1号中100分の2を100分の2.1に改め、同条第2号中100分の6.3を100分の3.1に改めるものでございます。

次の見出し、国民健康保険税の減額のところの第23条第1項中58万円を61万円に改め、同項第2号中27万5,000円を28万円に改め、同項第3号中50万円を51万円に改めるものでございます。

それでは議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

上野議員。

○4番（上野武彦） ただいま提案されております。基本的には資産割をなくしていく方向でということわかります。ただ、これに関連して所得割の割合が引き上げられているということになっております。基本的に資産割をなくするだけで思っておりましたけれども、この所得割を引き上げるという理由について説明をひとつお願いしたいなということです。

それから、こういう所得割を引き上げることによるその理由といたしますか、それについても少しわかるように説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（坂田邦彦） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 当町の課税方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式でございますが、今回はこのたびの改正では課税割合につきましては平成30年度と変わってございません。こちらは平成30年度から課税総額は現状を維持しつつ、3年をめぐりに段階的に資産割の廃止

と応能割、広域割の見直しを実施しているところでございますけれども、今回は応能割の資産を減じて所得割を増額するというところで、応能割の全体の総額を同じにするという考え方での改正となっているところでございます。

○議長（坂田邦彦） 上野議員。

○4番（上野武彦） 基本的に資産割は減らしていくということですが、全体の税額といえますか、個人に係る税額については変わらないということと理解してよろしいのかどうか。

○議長（坂田邦彦） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 応能割の部分に関しては、全体では総額としては変わらないのですが、こちらのほうとしては若干一応モデルケースといたしまして、一つの例といたしまして、世帯所得が120万円の方で被保険者数が二人、資産税がないという方に関しましては5,200円程度の増となります。反対に、世帯所得の120万円、それで同じく被保険者が二人の場合、固定資産税が8万円の場合にはマイナス5,400円の減となります。この世帯所得や被保険者の数、資産のあるなしで多様化してございますので、一概に税率が個人ごとに変わるということは断言できないところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第12号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第13号 七飯町地域体育館設置条例の

一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第10 議案第13号七飯町地域体育館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（川崎 元） それでは、議案第13号七飯町地域体育館設置条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

このたび提案いたします七飯町地域体育館設置条例の一部改正は、七飯町中島にあります大中山地域体育館の2階にある空き部屋を有効活用するため、改めて2階の空き部屋を貸室として明記し、生涯学習等の活動を行う団体が利用できるようにするものでございます。

改正内容ですが、議案関係資料の8ページ、資料5をお開きください。

そちらにございます七飯町地域体育館設置条例新旧対照表により御説明申し上げます。

改正前の第1条、1行目の体育活動の後に「生涯学習等」を加えます。

続いて、第5条の使用料ですが改正前の地域体育館の使用料は、別表に掲げる額とするを改正後の第1項として「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、町長の指定する期日までに別表1及び別表2に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。」とし、第2項として「使用料は当該使用許可の期間が1年に満たないとき、又は1年に満たない期間があるときは当該期間について月割計算により、その期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない期間があるときは当該期間については日割計算により算定した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。」を加えるものでございます。

続いて、第7条の使用料の還付については、改正前の1行目、「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を改正後は「使用者」とします。

続きまして、第9条の使用許可の取消等につい

ては、改正前の1行目「使用の許可」を、改正後は「使用許可」とします。

続いて、別表（第5条関係）を改正前の施設名、大中山地域体育館を大中山地域体育館アリーナと名称変更し、新たに別表に（第5条関係）として施設名、大中山地域体育館貸室。料金、年額39万5,000円を加えるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するとするものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第13号七飯町地域体育館設置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第14号 七飯町地域センター条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第11 議案第14号七飯町地域センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第14号七飯町地域センター条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

御提案いたします議案は、中島にございます大中山地域センターにつきまして、現在の条例では

短時間利用の研修室と通年利用の貸室からなっております利用形態を、平成31年度から施設全体を通年利用とするため、七飯町地域センター条例の一部改正をするものでございます。

また、これに伴い、短時間利用の項目を削除するものでございます。

それでは、議案関係資料の10ページ、七飯町地域センター条例新旧対照表をごらんください。

別表第1の大中山地域センターの項中、貸室1を貸室に、65.00平方メートルを218.60平方メートルに、33万4,290円を112万4,260円に改め、別表第2の大中山地域センターの項を削ります。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

上野議員。

○4番（上野武彦） 今回、使用料が年間の使用料という形になるわけですが、実際に使用する見込みといたしますか、年間を通じてでなければ貸さないということになった場合に、使用する相手といたしますか、その見通しが実際にあるのかどうかという、その辺についてちょっと伺っておきたいなど。おそらく、町としてはそういった見込みがあつての条例改正というふうに思うわけですが、確認をしたいということです。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 条例の決定前でございますけれども、借りたいという団体のお話は受けてございます。

以上です。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第14号七飯町地域センター条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第15号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第12 議案第15号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第15号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

このたびの改正は、1点目として食の自立支援事業の改正でございます。

当該事業は、町から委託された業者がひとり暮らし高齢者、障害者等のうち、調理することが困難な方へ食事を配達する事業でございますが、近年、民間事業者、コンビニエンスストア等の宅配サービスの普及により利用者が年々減少し、平成30年6月を最後に利用者がいないものでございます。

2点目として、高齢者敬老祝金品事業でございます。

当該事業は、喜寿77歳、米寿88歳、100歳到達者へ敬老の祝いとして金品を贈呈する事業でございますが、町民の平均寿命も毎年延び続け、また、超高齢者社会の進行や団塊世代の高齢化により年々対象者が増加してきております。

以上のことから、食の自立支援事業については事業を廃止し、高齢者敬老祝金品事業については、100歳到達者に対する敬老祝金を20万円から10万円に減額し、77歳喜寿到達者に対する敬老祝品は廃止するため、この条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の11ページをごらんください。

資料7の七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますが、第5条の第2号を削ります。

第6条第1項中「満77歳、満88歳」を「満88歳」に改め、同条第2項中「満77歳及び」を削り、「20万円」を「10万円」に改めます。

議案に戻っていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

横田議員。

○1番（横田有一） 食の自立支援事業、利用が少ないとかという話なのですけれども、今まで大沼の地域だとか本町地域でもやっていたというときがあるのですけれども、実際に今やっていて利用者が少なくなってきましたよといっても、例えば、セブンイレブンのお弁当だとかローソンのお弁当、利用させていただいているからということで、それがあからもうやめるといような話だと僕は思うのですけれども、では、そういうところが実質七飯から出ていったとか人材不足だからそういうものの部分は合わないから、そうしたらコンビニをやめるとかって、そういうことになった場合にこれはどうなるのかということですよ。それにかわるものがあるのかどうかということが1点と、それから100歳を迎えるお祝い金20万円を、100歳が普通ですよといったって、やはり100歳まで元気で生きていただけるということは七飯町にとってもそういういろいろな負担がなくなるということであるので、それに対して七飯町は20万円も出してきていたから頑張ろうと頑張って来た人がたった10万円かということは何だということがあり得るかもしれないということですよ。ですから、それを10万円に削るとい意味がどうもちょっとよ

く理解ができないので、ちょっとその辺教えていただきたいと思います。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） ただいま御質問ありましたコンビニとか、もし撤退した場合どうするのだというところでございますが、食の自立支援、過去5年の実績でございますが、26年度は実人員86名、27年97名、28年度は60名、29年の54名、30年度は実人員6名と、それで、先ほど説明申し上げたとおり6月で利用者がゼロになっているという状況でございます。

この状況は、29年度の途中まで七飯地区、大中山地区、大沼地区と全ての町内を食の自立支援、業者2カ所でカバーしてございました。29年度については本町地区を担当していた法人が撤退するというところもありました。なぜかというところ、大中山地区、本町地区も同じく民間業者の進出が非常に数多く参入してきたということで、食の自立支援の部分についてだんだんお客様が民間のほうにシフトしていったという経過でございます。

そして、このたび30年度大沼地区の会社が食の自立支援を実施しておりましたが、実際、実人員2名、この2名というのは1世帯で2名、1世帯のために配付していたというところもありました。その2名の世帯も民間のほうのお弁当、いろいろなコンビニであったりトドックであったりとか、民間の事業者が入ってきた中を順番に毎日同じような弁当だと飽きるということで、だんだん切りかわっていったという経過でございます。

実際、今まで本町地区、大中山地区についても民間会社が1社、2社ではなく、本当に数多くの民間事業者が参入してきている状況でございますので、完全にゼロになる前に、先ほど議員の指摘があったとおり民間事業者が撤退していったらどうするのだというところでございますが、一気に複数いた事業者がゼロになるということも一気に撤退することも考えずらいので、もし大沼地区でいうとコンビニとか何社かある中で、一気に減ることはないと思うので、何社か減ってきたときまた対策を考えながら、それでうちのほうも本町地区とか大中山地区の業者が撤退したときに近隣の

業者にかわりましてこういうサービスできるかどうかというのを確認しながら事業者との連携とりながら、新たに参入してもらったりしているところもございますので、もしそういう状況になってきたらまた新たに役場から民間事業者に声をかけて参入してもらおうという形をとりたいと思っております。

次に、100歳の部分の20万円を10万円というのは、長いこと100歳まで元気に生きて来られた方に対して冷たいのではないかという内容でございますけれども、この100歳到達者の敬老祝金について、平成19年度までは10万円を贈呈している事業でございましたが、平成19年度に事業の見直しを行い20万円に増額したという経過がございます。そして、平成20年度から、事業見直しから11年経過して、町内の100歳の方の人数が30年度でいうと15名、来年だと18名とかになりますので、100歳到達者が七飯町民の、七飯町民というか日本全体の平均寿命が毎年延び続けているというところでございます。

そういう社会情勢も鑑み、このたび11年もたったので事業の見直しさせていただいて、大変心苦しいのですが、また平成19年度の前の段階の10万円に戻させていただいたという見直しを行ったという形で、今回条例の提案をさせていただいたという形になりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 食の支援については、今やっているところがだんだん少なくなったからというのでしたら、むしろそうしたら反対に魅力あるものをつくってくれるというところをまず探すべきな話ではないですかと思うのです。それで、どこもやるところがなかったからそれで値段も全然合わないから、例えばやめますよというのだったらわかるけれども、新たにそういうものを作って、魅力あるものを供給してあげるよというところがあるのだったら、僕はやらせてみる必要があるのではないかと思うのですけれども、そこどころどうなのかなど。

それから、この祝い金の20万円というのは、

昔100歳のとき100万円だったのですよね、一番最初。たしか100万円というのあったのですけれども。100万円でなかったかな、前。

済みません、金額がちょっとはつきりしないのですけれども、もっと昔の金額高かったというのがあったような気がするのですが、そのぐらいだったら頑張ろうという気持ちもあるけれども、反対に今財政がゆるくないからこれやるようなそういうニュアンスのように聞こえた部分があるので、平成20年からこうやっていて、ちょっと僕聞き間違ったのか知らないけれども、そのときに1回10万円にして、そしてあれだからって20万円にさせてもらいましたよというふうなニュアンスだったけれども、そして何か申しわけないのですけれども、そんな財政のことで金額が行ったり来たりするということがあったならば、それって本末転倒ですよと思うので、やはり今人生100年と言って一生懸命国がこうやって進めているときに、本当に希望を失うようなことをするということがおかしい話だと思う。反対にふやしてあげた方がいいのではないですか。財政がゆるくない中でもそれはやるべきな話ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） まず、食のほうの魅力あるものが事業者がいるのであれば、また委託事業者として指定したほうがいいのではないかと趣旨の質問でございますが、民間のほうで多くの方が参入してきているものに対して、新たに七飯町が公的事業として食の自立支援として委託業者を定めて委託しても、民間がせっかく盛り上がってきているところをまた町の事業でという形になるのもちょっと水を差すような感じになるという形も考えられますので、民間が参加になってきているものは町が撤退して事業を移行させていきたいという考えもございますので、そういう御理解のほどよろしくお願いいたします。

100歳に対しての部分でございますが、私の記憶でありますけれども、私20代のころ、21歳ぐらいのときに福祉課にいたときに、初めて大沼に100歳の方がいるんだということで記念品を届けたことがございます。そのときに10万円

でございました。ですから、私の記憶の中では議員の言うような桁、一つ多いような金額というのはちょっと記憶がございません。

それで、その10万円というのは平成19年度まで贈呈しておりました。それで、先ほど私の説明がちょっと悪かったのですけれども、平成20年度から20万円と、ごろがいいのか悪いのか20年から20万円という形でサービスを行っております。

それから、繰り返しになりますけれども、平成20年度から平成30年度まで11年20万円という形で贈呈しておりましたが、社会情勢、高齢化も多くなってきて、議員のおっしゃるとおり人生100歳時代という形で100歳の方も多くなってきているというところもあり、そういうことでいろいろと見直しした中で先ほど御指摘あったのですけれども、財政面の話とかありましたけれども、いろいろな意味でトータルで見直ししたという形で御理解いただきたいと。

そして、77歳についても昔その部分もあわせてトータル的に見直しをして、今回条例の改正を提案させていただいたという形で御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 100歳のほうはわかりました。

ただ、外食ばかりして、例えば、コンビニのものとかトドックのものとかあって、それってきちっと栄養管理させなかったらそれこそ早く死になさいよと言っているような感じではないですか、それって。外食というのは。ただ、そこにきちっと栄養士が入って、こういうふうなことでこうやってというふうなことを利用する方にそういうようなことやっぱり指導していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） ただいま議員の御指摘どおり栄養に配慮した栄養士がちゃんと目を通したレシピで提供したほうが良いと、まさしくおっしゃるとおりでございます。

今、コンビニでもトドックでも栄養士が計算し

て減塩食とか糖尿食とか、そういうのも対応させていただいているというところでございます。今までも町の委託の部分も栄養士ついてやっておりましたが、民間もかなりそういう部分では研究が進んでおまして、栄養士がつくったレシピ、また、今、利用者の方についてはケアマネージャーもついておりますので、そういうところでは対応できるかなと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第15号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第13

議案第16号 七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第13 議案第16号七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（竹内圭介） それでは、議案第16号七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金

条例の一部改正について、提案説明をいたします。

このたび御提案いたします七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金条例の一部改正は、現在交付している合併処理浄化槽設置に係る補助金の額について見直しを行うものでございます。

本条例は、下水道処理計画区域外での生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、住民生活の環境保全と公衆衛生の向上を目的として平成21年4月に制定されております。

現在この条例で定めている補助金の額については、合併処理浄化槽の設置を促進するため、国が定めている補助基準額にさらに上乘せをし、国の補助基準額よりも多い補助金を交付してまいりました。

しかし、補助制度の開始からことしで約10年が経過しようとしており、また、合併処理浄化槽の設置基数も年々減少傾向にあることから、国の補助基準額に合わせるよう見直しを行うものでございます。

なお、今回は主に事業所に該当する人槽区分が11人槽以上の補助金額について見直しを行うものとし、人槽区分が5人槽、そして6人槽及び7人槽、8人槽から10人槽までの個人住宅に該当する人槽区分については、近年大きな社会的問題となっている人口減少対策を考慮し、今回見直しは行わないものいたします。

それでは、議案関係資料の12ページ、資料8の七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金条例新旧対照表をごらん願います。

別表（第5条関係）の表を新たに改正後の表のとおり改めます。

次に、注釈の「人槽区分が11人槽以上の合併処理浄化槽にあつては、規則で定める浄化槽工事費内訳（見積）書の工事費（合計）の額の2分の1の額、又はこの表に定める補助限度額のいずれか低い額を補助限度額とする」を、「補助限度額は別に規則で定める浄化槽工事費内訳（見積）書の工事費（合計）の額の2分の1の額、又はこの表に定める補助限度額のいずれか低い額とする。」に改めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則

として、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第16号七飯町合併処理浄化槽設置整備事業補助金条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第17号 七飯町公共下水道条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第14 議案第17号七飯町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第17号七飯町公共下水道条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

このたびの条例改正は、現在下水道使用料の支払いにつきましては現金による金融機関などへの納付、口座振替、または集金の方法により行うこととなっておりますが、ことし4月よりクレジットカード決済による納付を行うことができる予定であり、これに対応するため地方自治法に定めるクレジットカード決済を取り扱う指定代理納付者の定めが必要なことから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の14ページをお開き

願います。

七飯町公共下水道条例新旧対照表でございます。

第16条第2項中「直納又は口座振替若しくは」を「現金、口座振替若しくは地方自治法第231条の2の2第6項に規定する指定代理納付者による納付又は」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第17号七飯町公共下水道条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第18号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（坂田邦彦） 日程第15 議案第18号七飯町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第18号七飯町水道事業給水条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

今回の条例改正は、現在水道料金の支払いにつきましては、先ほど提案説明させていただきました。

下水道使用料と同様に、現金による金融機関などへの納付、口座振替、または集金の方法により行うこととなっておりますが、ことしの4月よりクレジットカード決済による納付を行うことができる予定であり、これに対応するため地方自治法に定めるクレジットカード決済を取り扱う指定代理納付者の定めが必要なこと、また、水道法の改正に伴い、町の給水工事等を行う指定給水装置工事事業者の指定に新たに5年の更新期間が必要となることから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の15ページをお開き願います。

七飯町水道事業給水条例新旧対照表でございます。

第7条第1項中「町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）」を「指定給水装置工事事業者（町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者及び法第25条の3の2第1項の規定により更新した者をいう。以下同じ。）」に改め、第31条第3項中「現金若しくは口座振替による納付」を「現金、口座振替若しくは地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付」に改め、第32条第1号中「指定」を指定の次に「及び更新」を加え、「1万円」を「1万円以内で町長が別に定める額」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第32条第1号の改正規定は、水道法の一部を改正する法律の附則第1条に規定される日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第18号七飯町水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田邦彦) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第19号 平成30年度七飯町一般会計補正予算(第10号)

○議長(坂田邦彦) 日程第16 議案第19号平成30年度七飯町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第19号平成30年度七飯町一般会計補正予算(第10号)について、提案説明を申し上げます。

このたびの補正は、年度末までの入札、見積もり合わせによる執行残及び決算を念頭とした執行残が見込まれるものなどの整理が主な内容でございます。

それでは、第1条、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,421万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億4,500万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は第2表によるものでございます。

第3条、債務負担行為の変更は第3表によるものでございます。

第4条、地方債の変更は第4表によるものでございます。

それでは、18ページの歳出から御説明申し上げます。

1款議会費1項1目議会費は、報酬から使用料及び賃借料まで執行見込みにより合わせて188万3,000円の減額。

2款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費(総務行政)として報償費から負担金、補助及び

交付金まで執行見込みにより合わせて33万円の減額。表彰事業費は、報償費、需用費は執行見込みより合わせて70万2,000円の減額。一般管理費(人事行政)として役務費から委託料までは執行見込みにより合わせて28万5,000円の減額。

21ページになります。

町有バス管理費として職員手当等から役務費まで執行見込みにより合わせて90万円の減額。町長公用車管理費として需用費は執行残で15万円の減額。

合計236万7,000円の減額でございます。

2目広報費として旅費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて10万6,000円の減額。

3目財政管理費は、報酬費から負担金、補助及び交付金までは5万3,000円の減額。積立金は財政調整基金積立金、減債基金積立金、活力のあるまちづくり推進基金積立金で合わせて1,005万3,000円の追加。繰出金は土地開発基金繰出金で95万9,000円の追加。

合計1,095万9,000円の追加でございます。

5目財産管理費は、財産管理費として大沼クリニックの暖房設備にふぐあいがあったことから需用費10万円の追加。庁舎管理費として委託料から備品購入費まで執行見込みにより合わせて50万2,000円の減額。

合計40万2,000円の減額でございます。

6目電算管理費は、電算管理費として、23ページになります。個人情報制度対応業務支援委託料は平成30年度実施予定であったe-tax特徴分マイナンバー対応システム改修費として税務署との協議の結果改修が不要となったため、249万円の減。使用料及び賃借料は役場、文化センター複合機の入札執行により60万円の減。合わせて309万円の減額。光ケーブル設置管理費として、光ケーブル等移設工事負担金は大沼公園内の回線申込者がふえたことによる設備増設費用の負担金15万2,000円の追加。

合計293万8,000円の減額でございます。

す。

7目企画費は、企画費として旅費は執行見込みにより3万5,000円の減額。まちづくり政策事務費として需用費、役務費は執行見込みにより3万2,000円の減額。住民参加協働支援費として負担金、補助及び交付金は執行見込みにより62万7,000円の減額。交通対策事業費として旅費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより66万2,000円の減額。新幹線事業推進基金費として積立金は運用利子分の追加により24万4,000円の追加。

合計111万2,000円の減額でございます。

9目自治振興費は、役務費から使用料及び賃借料までは執行見込みにより31万円の減額でございます。

10目交通安全対策費は、交通安全対策費として旅費は執行見込みにより5万円の減額。交通安全指導車管理費として、25ページになります。需用費は執行見込みにより10万円の減額。

合計15万円の減額でございます。

11目交流推進費は、交流推進費として共済費から役務費までは執行見込みにより24万9,000円の減額。セミナーハウス指定管理費として需用費、役務費は執行見込みにより1万5,000円の減額。

合計26万4,000円の減額でございます。

12目地域センター管理費は、需用費、備品購入費は執行見込みにより50万8,000円の減額でございます。

2項1目税務総務費は、税務総務費（課税）として報酬から委託料までは執行見込みにより合わせて99万1,000円の減額。税務総務費（納税）として共済費は執行見込みにより15万5,000円の減額。

合計114万6,000円の減額でございます。

2目賦課徴収費は役務費、使用料及び賃借料は執行見込みにより合わせて35万円の減額。

26ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより313万円の減

額。

4項1目選挙管理委員会費は、旅費は執行見込みにより23万4,000円の減額。

2目選挙執行費は、町長、町議会議員補欠選挙執行費として報酬から負担金、補助及び交付金まで執行見込みにより合わせて152万5,000円の減額。

5項1目統計調査費は、報酬から需用費は執行見込みにより合わせて7万8,000円の減額。

6項1目監査委員費は、旅費、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて6万9,000円の減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、28ページになります。社会福祉総務費（地域福祉）として扶助費は地域灯油事業、福祉灯油事業助成券購入費に予算不足が見込まれるため、15万円の追加。民生委員児童委員費として報酬は民生児童指導委員の欠員による執行見込みにより合わせて80万8,000円の減額。社会福祉総務費（国民年金）として需用費、役務費は執行見込みにより合わせて8万3,000円の減額。国民健康保険特別会計繰出金として国保特別会計執行見込みにより3,625万2,000円の追加。福祉基金費として運用利子分の追加により基金積立金93万1,000円の追加。

合計3,644万2,000円の追加でございます。

2目高齢者福祉費は、高齢者支援費として扶助費の高齢者施設入所措置費は施設入居者の増加に伴い270万円の追加。介護保険特別会計繰出金は決算見込みにより502万4,000円の減額。

合計232万4,000円の減額となります。

4目障がい者福祉費は、障がい者福祉費として委託料は執行見込みにより7万円の減。障がい者介護審査会費として報酬委託料は執行見込みにより合わせて15万8,000円の減額。地域生活支援事業費として委託料は執行見込みにより57万円の減額。

合計79万8,000円の減額となります。

5目障がい者医療助成費は、役務費、扶助費は執行見込みにより合わせて848万3,000円

の減額。

30ページになります。

6目社会福祉施設費は、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより19万8,000円の減額。

2項1目児童福祉総務費は、児童福祉総務費として共済費、賃金は執行見込みにより、また、委託料は障がい児保育事業は障がい児の認定数減のため、子育て短期支援事業は利用者減のため、合わせて214万9,000円の減額。放課後児童対策費として、共済費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて509万6,000円の減額。児童手当支給費として扶助費は執行見込みにより335万5,000円の減額。本町子育て支援センター運営費は、共済費、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて5,000円の減額。大中山子育て支援センター運営費は旅費、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて1万1,000円の減額。大中山複合施設事業費は委託料、工事請負費は執行見込みにより合わせて334万5,000円の減額。

合計1,396万1,000円の減額でございます。

32ページになります。

2目児童措置費は、大中山保育所運営費として共済費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて165万4,000円の減額。子ども・子育て支援給付事業費は施設型給付費委託料は保育利用者数減のため3,255万7,000円の減額。

合計3,421万1,000円の減額でございます。

3目児童等医療助成費は、子ども医療助成費として役務費、扶助費は執行見込みにより合わせて544万9,000円の減額。ひとり親家庭等医療助成費として扶助費は執行見込みにより258万8,000円の減額。

合計803万7,000円の減額でございます。

4目青少年育成対策費は、報償費の執行見込みにより28万円の減額。

3項1目災害救助費は、職員手当等、需用費は北海道胆振東部地震被災市町村職員派遣の際の職員手当、自動車燃料費で、執行残により合わせて14万5,000円の減額。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、保健衛生総務費として報酬から35ページの負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて36万5,000円の減額。保健指導車管理費は役務費は執行見込みにより4,000円の減額。水道施設費として水道事業会計繰出金（収益勘定分）は事業会計の決算見込みなどにより107万1,000円の追加。

合計70万2,000円の追加でございます。

2目予防費は、疾病予防等保健対策費として予防接種委託料、立替払分補助金、ロタワクチン接種費用助成金はそれぞれ接種件数の減のため合わせて367万円の減額。母子保健対策費として共済費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて72万7,000円の減額。成人保健対策費として旅費は執行見込みにより3万1,000円の減額。

合計442万8,000円の減額でございます。

3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費として報償費は執行見込みにより合わせて43万9,000円の減額。火葬場及び墓地管理費として共済費から償還金、利子及び割引料までは執行見込みにより合わせて15万円の減額。

37ページになります。

環境保全事業推進基金費として積立金は運用利子分の追加により97万3,000円の追加。

合計38万4,000円の追加でございます。

4目環境保全対策費は、自然環境保全事業費として職員手当等から使用料及び賃借料までは執行見込みにより合わせて49万7,000円の減額。生活環境対策事業費として報酬から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて47万3,000円の減額。

合計97万円の減額でございます。

5目保健センター管理費は、需用費の執行見込みにより10万7,000円の減額。

6目健康センター管理費は、共済費から委託料

までは執行見込みにより合わせて180万2,000円の減額。

2項1目清掃総務費は、廃棄物対策費として役務費、委託料は執行見込みにより合わせて62万2,000円の減額。リサイクル推進対策費として報償金は執行見込みにより18万4,000円の減額。

合計80万6,000円の減額でございます。

38ページになります。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、旅費、交際費の執行見込みにより合わせて4万5,000円の減額。

3目農業振興費は、農業支援対策事業費として経営体育成支援事業補助金は、一農業者の事業の取りやめにより93万円の減額。経営所得安定対策直接支払推進事業費として、賃金から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより27万5,000円の減額。

合わせて120万5,000円の減額。

4目農地費は、農業施設維持管理費として需用費から原材料費までは執行見込みにより合わせて138万1,000円の減額。道営農業基盤整備事業費として道営農業農村整備事業負担金、一つ飛んで農地整備事業負担金（一般農道）、北海道土地改良事業団体連合会負担金等は冬期間施工の中止などに減。農地整備事業負担金（基幹農道）はアップル温泉下交差点付近の形状変更のため、土地改良事業計画調査費負担金は事業計画変更に伴う追加で合わせて493万1,000円の減額。

合計631万2,000円の減額でございます。

2項1目林業費は41ページになります。

森林情報システム更新業務、林地台帳等不明地番システム導入事業委託料は入札執行残により減。未来につなぐ森づくり事業補助金は、事業量の減により合わせて60万5,000円の減額。町有林整備費として委託料は事業執行見込みにより合わせて74万円の減。負担金、補助及び交付金は執行見込みにより6万2,000円の減。合わせて80万2,000円の減額。

合計140万7,000円の減額でございます。

す。

7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として共済費から需用費まで及び創業支援負担金は執行見込みにより減。道の駅感謝祭開催負担金は悪天候によるイベントの縮小に伴い減。合わせて236万3,000円の減額。商工業経営安定支援事業費として、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより11万5,000円の減額。特産品PR事業費として報償費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて14万4,000円の減額。

43ページになります。

ふるさと納税事業費として需用費から使用料及び賃借料まで寄附件数及び寄附額の減少に伴い合わせて4,246万5,000円の減額。企業誘致推進費として地域総合整備資金保証料補助金及び貸付金は事業費の減のため合わせて1,407万円の減額。

合計5,915万7,000円の減額でございます。

2目観光費は、観光総務費として共済費から使用料及び賃借料までは執行見込みにより合わせて74万1,000円の減額。観光事業費として旅費から委託料までは執行見込みにより合わせて15万9,000円の減額。観光地整備管理費として需用費から原材料費までは執行見込みにより合わせて8万3,000円の減額。

合計98万3,000円の減額でございます。

4目道の駅管理費は、45ページになります。工事請負費は執行見込みにより1万2,000円の減額。

8款土木費1項1目土木総務費は、土木総務費として委託料は執行見込みにより22万8,000円の減額。土木作業車管理費として需用費の燃料費軽油は除排雪重機車両の燃料費執行見込みにより200万円の追加。役務費、備品購入費は執行見込みにより2万8,000円の減額。合わせて197万2,000円の追加。水防センター管理費として需用費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて42万2,000円の減額。建築指導費（指導）として旅費、補助金は執行見込みにより合わせて19万4,000

円の減額。建築指導費（営繕）として使用料及び賃借料は執行見込みにより2万3,000円の減額。建築指導車管理費として需用費は執行見込みにより9,000円の減。

合計で109万6,000円の追加でございます。

2項1目道路橋りょう維持費は、道路橋りょう維持費として役務費から47ページの負担金、補助及び交付金まで執行見込みにより合わせて123万2,000円の減額。除排雪対策費として共済費は執行見込みにより18万7,000円の減。需用費のロードヒーティング電気料は執行見込みにより200万円の追加。合わせて181万3,000円の追加。

合計58万1,000円の追加でございます。

2目道路橋りょう新設改良費は、道路改良事務費として旅費は執行見込みにより9万1,000円の減額。町道等単独改良事業費として工事請負費は執行見込みにより合わせて98万9,000円の減額。道路用地取得費として公有財産購入費、補償、補填及び賠償金は執行見込みにより合わせて198万3,000円の減額。道路工事連絡車管理費として役務費は執行見込みにより4,000円の減額。社会資本整備総合交付金事業費（道路）として工事請負費、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて7,988万8,000円の減額。

合計で8,295万5,000円の減額でございます。

3項1目河川費は、河川改修事務費として旅費は執行見込みにより9万2,000円の減。河川維持管理費として河川維持補修工事は50万円の減額。49ページの湯出川環境整備工事費として50万円の追加で増減はありません。

合計9万2,000円の減額でございます。

4項1目都市計画費は、社会資本整備総合交付金事業費（都市再生）として、工事請負費は執行見込みにより21万円の減額。

2目公園費は、委託料の執行見込みにより合わせて34万8,000円の減額。

4目都市環境整備費は、工事請負費の執行見込みにより13万円の減額。

5項1目住宅管理費は、報酬、旅費の執行見込みにより合わせて9,000円の減額。

9款消防費1項2目災害対策費は、災害対策費として職員手当等から委託料まで執行見込みにより17万円の減額。防災行政無線施設管理費として需用費から51ページの備品購入費まで合わせて412万円の減額。

合計で429万円の減額でございます。

50ページになります。

10款教育費1項1目教育委員会費は、旅費の委員費用弁償は教育委員出張旅費予算不足のため9,000円の追加。交際費、会議負担金は執行見込みにより3万9,000円の減額。合わせて3万円の減額。

2目事務局費は、事務局費（学校庶務）として報償費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて20万3,000円の減額。私立幼稚園対策費として幼稚園就園奨励費補助金は対象者がなかったため14万円の減額。事務局費（学校教育）として報酬から共済費、旅費から53ページの負担金、補助及び交付金までの賃金以外は執行見込みにより121万9,000円の減額。賃金は予算不足のため特別支援教育支援員賃金は72万円の追加。学習支援員賃金は72万円の追加。合わせて49万9,000円の追加。事務局費教育助成として役務費、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより2万7,000円の減額。外国語指導助手活動費として賃金は執行見込みにより12万6,000円の減額。スクールバス運行費として委託料は執行見込みにより65万円の減額。学校教育公用車管理費として役務費は執行見込みにより2,000円の減額。

合計64万9,000円の減額でございます。

2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として共済費及び賃金は執行見込みにより合わせて61万9,000円の減額。役務費は各学校から発送する郵便料の予算不足のため10万円の追加。使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて70万5,000円の減額。事業合計122万4,000円の減額。児童保健衛生費として報酬から委託料まで執行見込みにより合わせて43万6,000円の減額。

コミュニティ・スクール管理運営費（小学校）として55ページの報酬は執行見込みにより10万円の減額。

合計176万円の減額でございます。

2目教育振興費は、扶助費の執行見込みにより48万円の減額。

3項1目学校管理費は、学校管理費（中学校）として共済費及び賃金は執行見込みにより合わせて42万5,000円の減額。燃料費、重油は執行見込みにより30万円の減額。役務費は各学校で使用する経費の予算不足のため郵便料12万円、電話料14万円の追加。使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて8万9,000円の減額。事業合計55万4,000円の減額。生徒保健衛生費として報酬から委託料まで執行見込みにより合わせて21万8,000円の減額。コミュニティ・スクール管理運営費（中学校）として報酬は執行見込みにより合わせて3万円の減額。

合計80万2,000円の減額でございます。

2目教育振興費は、教育振興費（中学校）とし扶助費は執行見込みにより60万円の減額。

4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として報酬から57ページの負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて11万4,000円の減額。高齢者教育事業費として、旅費は執行見込みにより3万8,000円の減額。青少年育成事業費として報償費から使用料及び賃借料までは執行見込みにより合わせて8万5,000円の減額。放課後子ども教室事業費として報償費、役務費は執行見込みにより合わせて36万4,000円の減額。生涯教育公用車管理費として需用費は執行見込みにより5万円の減額。社会教育施設整備基金費は積立金として運用利子分の追加により93万9,000円の追加。

合計28万8,000円の追加でございます。

2目文化振興費は、文化振興費として旅費、負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて4万4,000円の減額。地域セミナー事業費として報償費、役務費は執行見込みにより合わせて1万7,000円の減額。文化祭開催事業として需用費から59ページの使用料及び賃借料まで

執行見込みにより合わせて7万3,000円の減額。図書室管理費として報償費から委託料までは執行見込みにより合わせて4万9,000円の減額。

合計18万3,000円の減額でございます。

3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として委託料から工事請負費までは執行見込みにより39万6,000円の減額でございます。大中山コモン管理費として使用料及び賃借料は執行見込みにより1万1,000円の減額。大沼婦人会館管理費として旅費、委託料は執行見込みにより合わせて20万5,000円の減額。社会教育施設管理費として共済費から61ページの原材料までは執行見込みにより56万6,000円の減額。

合計117万8,000円の減額でございます。

4目文化財保護費は、賃金から委託料までは執行見込みにより合わせて21万7,000円の減額。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として旅費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて50万1,000円の減額。スポーツ合宿事業費として需用費、使用料及び賃借料は執行見込みにより合わせて54万2,000円の減額。体育施設管理公用車管理費として役務費は執行見込みにより2万1,000円の減額。体育施設管理費として共済費から使用料及び賃借料まで執行見込みにより合わせて61万1,000円の減額。

合計167万5,000円の減額でございます。

2目学校給食費は、役務費から63ページの委託料まで執行見込みにより合わせて74万4,000円の減額。

11款1項1目農業用施設災害復旧費は、委託料から原材料までは災害対応がなかったため50万円の減額。

2項1目道路橋りょう災害復旧費は、災害対応がなかったため災害復旧応急事業委託金は執行残で40万円の減額。

2目河川災害復旧費は、災害対応がなかったた

め災害復旧対応業務委託料は執行見込みにより40万円の減額。

13款職員費1項1目職員給与費は、職員給与費として給料から共済費まで執行見込みにより合わせて3,780万円の減額。臨時職員雇用費として共済費、賃金は執行見込みにより合わせて590万9,000円の減額。

合計4,370万9,000円の減額でございます。

64ページになります。

2目職員諸費は、職員諸費として報償費、旅費は執行見込みにより合わせて17万6,000円の減額。職員研修費として報償費から負担金、補助及び交付金は執行見込みにより合わせて17万1,000円の減額。職員厚生費として旅費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて71万8,000円の減額。

合計106万5,000円の減額でございます。

次に、10ページの歳入に戻っていただきます。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は1億617万2,000円の減額。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、社会福祉費負担金として自立支援事業給付費負担金465万6,000円の減額。福祉・介護職員処遇改善加算分負担金19万8,000円の減額。児童福祉費負担金として学童保育料624万8,000円の減額。保育所保育料448万1,000円の追加。

合計で662万1,000円の減額でございます。

13款使用料及び手数料1項1目総務費総務使用料は地域センター使用料16万7,000円の減額。

2目衛生使用料は、火葬場使用料283万円の減額。墓地貸付料18万円の減額。健康センター使用料380万5,000円の減額。合わせて681万5,000円の減額。

4目土木手数料は都市計画占用料33万円の追加。

5目教育使用料は文化センター使用料60万円

の追加。

2項5目土木手数料は、小規模特定開発行為申請手数料27万円の追加。開発行為等申請手数料19万円の追加。合わせて46万円の追加。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金として国民健康保険基盤安定負担金146万7,000円の追加。介護保険低所得者保険料軽減負担金25万3,000円の追加。合わせて172万円の追加。児童福祉費負担金として児童手当負担金234万9,000円の減額。子どものための教育・保育給付費負担金952万2,000円の減額。合わせて1,187万1,000円の減額。

合計1,015万1,000円の減額となります。

2目衛生費国庫負担金は、療養医療給付費負担金22万4,000円の減額。

2項1目総務費国庫負担金は、個人番号カード交付事業費負担金313万円の減額。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金90万6,000円の減額。

12ページになります。

4目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費補助金として社会資本整備総合交付金5,110万9,000円の減額。住宅費補助金として社会資本整備総合交付金838万9,000円の減額。

合計5,949万8,000円の減でございます。

5目教育費国庫負担金は、教育総務費補助金として幼稚園就園奨励費補助金として3万2,000円の減額。小学校費補助金は学校施設環境改善交付金1,446万4,000円の減額。合わせて1,449万6,000円の減額。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、社会福祉費負担金として国民健康保険基盤安定負担金1,062万2,000円の追加。介護保険低所得者保険料軽減負担金12万6,000円の追加。合わせて1,074万8,000円の追加。児童福祉費負担金として児童手当負担金50万5,000円の減額。子どものための教育・保育給付費負担金1,159万1,000円の減額。

合計1,209万6,000円の減額。

3目土木費道負担金は、峠下8号線久根別川橋架替事業負担金219万9,000円の減額。

2項1目総務費道補助金は、総務管理費補助金として電源立地地域対策交付金2万2,000円の減額。地域づくり総合交付金226万円の減額。合わせて228万2,000円の減額。

2目民生費道補助金は、児童福祉費補助金として子ども医療給付事業の事業補助金182万6,000円の減額。ひとり親家庭等医療給付事業補助金112万8,000円の減額。多子世帯保育料軽減支援事業費補助金441万8,000円の追加。

合計で146万4,000円の追加でございます。

4目農林水産業費道補助金は、農業費補助金として経営所得安定対策直接支払推進事業補助金から地域づくり総合交付金まで6事業補助金合わせて150万2,000円の減額。林業費補助金として未来につなぐ森づくり事業補助金31万円の減額。森林保育事業補助金24万5,000円の追加。合わせて6万5,000円の減額でございます。

合計156万7,000円の減額でございます。

5目教育費道補助金は、放課後子どもプラン推進事業補助金7万4,000円の追加。

6目土木費道補助金は、地域づくり総合交付金180万円の追加。

3項1目総務費委託料は、各種指定統計調査委託料7万8,000円の減額。

2目衛生費委託金は、市町村権限委譲事務交付金17万3,000円の追加。

3目農林水産業費委託金は、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金1万2,000円の追加。家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金1,000円の追加。合わせて1万3,000円の追加。

14ページになります。

5目土木費委託金は、土木管理費委託金として建築確認事務委託金6万8,000円の追加。建築リサイクル事務委託金1万5,000円の減額。合わせて5万3,000円の追加。都市計画

費委託金として市町村権限委譲事務交付金5万円の追加。

合計10万3000円の追加でございます。

16款財産収入1項1目財産貸付収入は、土地建物貸付収入として土地貸付収入300万円の追加。建物貸付収入17万円の減額。合わせて283万円の追加。

2目利子及び配当金は、財政調整基金運用利子から土地開発基金運用利子まで8基金の運用利子合計で305万9,000円の追加。

2項1目不動産売払収入は、立木支払収入として間伐材売払収入243万9,000円の追加。土地等売払収入として町有地売払収入541万9,000円の減額。合わせて298万円の減額でございます。

17款寄附金1項1目総務費寄附金は、総務費寄附金5,100万円の減。

18款繰入金1項3目福祉基金繰入金は、198万5,000円の減額。

4目環境保全事業推進基金繰入金は11万7,000円の減額。

5目財政調整基金繰入金は7,210万5,000円の追加。

20款諸収入5項3目高額等医療費収入は、重度心身障がい者高額療養費577万6,000円の減額。子ども医療高額療養費93万5,000円の減額。ひとり親家庭等高額療養費318万2,000円の減額。合わせて989万3,000円の減額でございます。

4目雑入は、諸実費徴収金として養育医療費一部負担金71万5,000円の減額。老人大学授業料22万円の減額。公民館講座受講料32万円の減額。

17ページになります。

放課後子ども教室活動保険料負担金2万円の減額。合わせて127万5,000円の減額。雑入として自動販売機設置手数料から果実加工品売払収入まで10件で447万6,000円の追加。

合計で320万1,000円の追加でございます。

21款町債1項1目民生債は、大中山複合施設事業債260万円の減額。

2目農林水産業債は、渡島東部経営体育成基盤整備事業債から一般農道整備事業債まで合わせて440万円の減額。

3目土木債は、道路橋りょう債として町道単独改良整備事業債から橋りょう長寿命化改良事業債まで合わせて2,940万円の減額。河川債として軍川下流排水路整備事業債160万円の減額。都市計画債として都市計画債20万円の減額。合わせて3,120万円の減額。

4目臨時財政対策債は、臨時財政対策債280万円の減額。

5目商工債は、地域総合整備資金貸付事業債1,400万円の減額。

8目消防債は、防災行政無線整備事業債380万円の減額でございます。

次に、4ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加となるのは、2款総務費1項総務管理費の光ケーブル設置管理費907万2,000円で、これは西大沼地区国道の拡幅工事のため既存電柱移設に伴い光ケーブルも移設が必要となりますが、電柱の移設工事に対する開発建設部の工事許可に時間を要しており、事業完了が平成31年度となることから追加するものでございます。

変更となるのは、3款民生費2項児童福祉費の大中山複合施設事業の金額を3,638万円から2,115万円に、9款消防費1項消防費、防災行政無線整備事業の金額を1,188万円から565万2,000円に、10款教育費2項小学校費の大中山小学校建替事業の金額を2億3,930万円から2億3,120万円に変更するものでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

変更となるのは、固定資産土地評価業務委託料で事業量の確定により限度額を400万7,000円から387万8,000円に、住民基本台帳ネットワークシステム機器等更新事業で事業費の確定により限度額を441万5,000円から438万6,000円に、会計年度任用職員制度導入支援事業業務委託料で事業費の確定により限度額を108万円から102万6,000円に変更するものでございます。

6ページになります。

第4表、地方債補正でございます。

変更追加となるのは、大中山複合施設事業から防災行政無線整備事業まで12件の起債については、限度額の総額を9億3,100万円から8億7,220万円に変更するものでございます。

各事業の限度額の変更前、変更後の内訳につきましては記載のとおりでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂田邦彦） これより、質疑を許します。

横田議員。

○1番（横田有一） この歳入の一般の15ページの総務費の寄附金5,100万円の減ということで4,900万円というふうになっていて、これってまず何ですか。

○議長（坂田邦彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問ですが、このたびの補正予算、総務費寄附金の5,100万円の減につきましては、ふるさと納税の減額でございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） 5,100万円のふるさと納税の減ということで、経費のほう一般の43ページのふるさと納税事業費で4,200万円の減ということになって、減ですからちょっとわからないのですが、5,100万円減して去年の決算見れば大体7掛けくらいの金額だとすれば3,500から500万円ちょっとという金額なのだけれども、それより膨らんでいるということは何か理由があるのですか。

○議長（坂田邦彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） このたびのふるさと納税の事業費の減額につきましては、まず消耗品費、これはいわゆる返礼品の金額なのですが、こちらで3,180万円減額しております。そのほかの経費といたしましては、この3割分に対する宅配便の送料、それからふるさと納税業務の委

託料、新たにさとふるのほうに業務委託を行っておりまして、その分の経費が多くふえてございます。同様に代理納付システムの利用料につきましても同様にふえてございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 横田議員。

○1番（横田有一） さとふるというのは、これは初めて聞く言葉なのですけれども、去年の秋の10月まで、11月からは総務省の指導が入って5割というのはだめだよと。そして3割になりますよということをたしか御説明していただいていたのですけれども、そういうふうにして考えていくならば余りにもこの経費のほう膨らんでいるよねと。こんなもので済みませんけれども、最終的にはこのふるさと納税の事業費で当初からずっとこの1年間何ぼかかったんだということをちょっと教えていただければ、それで4,900万円のふるさと納税があったと、それに対して何ぼあったのよって、それで3割もいかないということは、経費ばかりがかかって何もしたらふるさと納税としての意味をなしていないのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（坂田邦彦） 暫時休憩をいたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時42分 再開

○議長（坂田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

横田議員に対する答弁より入ります。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 貴重なお時間を費やすこととなりまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、先ほどの御質問に対し答弁をさせていただきます。

まず、先ほどの御質問につきましては、ふるさと納税の歳入、それから歳出どのような構造になっているのかという御質問であったかと思いません。

まず、補正前の状況なのですが、歳入を1億円見込んでございます。そして、歳出の予算額は6,674万,4000円、経費率としますと約6

6.7%の経費率となっております。そして、このたびこの補正後におきましては、歳入を4,900万円、そして補正後の歳出予算は2,427万9,000円、経費率といたしまして49.5%ということで、歳出につきましては経費を圧縮できたというような形になってございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

中川議員。

○15番（中川友規） 2点ほどちょっとお伺いします。

まず、歳入のほうの11ページの健康センターの使用料ということで、380万円収入が減ということですが、これの理由といたしますか、なんでこんなに減ってしまったのかなというのと、減った理由によりますけれども、ただ売り上げみたいなのが減っているのであれば、何か改善策をとらなかったのかどうかということと、あとは一般の21、これちょっと小さいことなのですけれども、テレビ受信料7万5,000円減で、減はいいのですけれども、テレビの受信料ってこれ何のあれなのかなと。イメージでいけばテレビ何台あったら何台分と、変更になるものなのかなというので、これも中身ですね。

○議長（坂田邦彦） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 歳入の11ページの健康センターの使用料の減額でございますが、当初予算を組んだときに昨年度費プラスアルファで予算を30年度で組まさせていただいております。しかしながら、ことしの3月にポンプが破損してしまいまして、4月の営業日数が6日間というところがまず大きいところでございます。あと9月6日から停電ございまして、そちらの部分でお湯とか機械の調整とかありまして5日間お休みいただいたというのもまず大きな理由でございます。

ですが、あと毎月の入り込み客数を比較していくと、昨年度とほぼ同等の人数で推移はしているところでございますが、1月のデータでいきますと1月末でいうと昨年度が1万693名一月で入っておりました、25日の営業で。ことしのこの間の1月でございますが25日営業して9,5

35名と、若干ちょっとことしに入ってから落ち込んだというのがあります。

ですから、その部分で営業努力といたしまして、今まで勤労感謝の日のイベントを無料でやっていたものを七飯町の道の駅で売っている地場産品をくじ引きでプレゼントする有料の企画なのですけれども、お風呂に入るのは有料で、そういうくじを引いて1等賞で七飯町の特産品をプレゼントするというイベントとかをやりながら営業努力はしていたところでございますが、ちょっと先ほどの4月と9月の出来事で落ちてしまったというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 一般の21ページでございます庁舎管理費の中のテレビ受信料になりますけれども、庁舎内で使っていないテレビ、使えないテレビというか、それがありましたのでその分の受信料を減額しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田邦彦） 中川議員。

○15番（中川友規） 健康センターのほうについては、営業日がいろいろな事情があつてできなかったということでもわかりました。

テレビのほうなのですけれども、テレビの台数が要は見られないやつもあったということですよ。それで減ったということなのですけれども、これ当初で13万7,000円でみていたと思うのですけれども、29年度も同じことが起きていたのです。29年度が6万1,680円しか使っていないのです。今回も7万5,000円の減となると、同じくらいになると思うのですけれども、新年度予算にもまた13万7,000円で同じ予算がついているので、何かテレビの台数って大体幾らって、余り変動しないのではないかなと思ったのですけれども、その辺について。

○議長（坂田邦彦） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 大変申しわけございません。

前から予算的な金額が同じだったというところにつきましては、今度改めましてしっかり当初予

算と支出となる金額についてはテレビの台数確認して計上するというをしましてまいりたいなと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（坂田邦彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第19号平成30年度七飯町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田邦彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（坂田邦彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時51分 散会

